

第3次志賀町地域福祉計画

(志賀町成年後見制度利用促進基本計画)

令和4年3月

石川県 志賀町

はじめに

近年、少子高齢化の進行や家族形態の多様化など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域や家庭の支え合いの機能低下により連帯感の希薄化や絆の弱体化などが進行しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行による生活環境の変化や気象変動による大規模な自然災害などが顕在化しており、地域住民が抱える生活課題や不安はますます多様化・複雑化しています。

このような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、行政はもとより、住民の皆様や関係団体、事業者など、多様な主体が連携して支え合うことの重要性は一層高くなっております。

志賀町では、平成24年3月に策定した「志賀町地域福祉計画」を平成29年3月に改定し、住民の皆様が地域の絆とふれあいを育み、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりました。

このたび、平成29年に改定した第2次計画期間が終了することから、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第3次志賀町地域福祉計画」を策定いたしました。今後は本計画に基づいて地域福祉を一層推進し、計画の基本理念の実現に取り組んでまいりたいと考えていますので、住民の皆様や関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、コロナ禍にもかかわらず、貴重なご意見やご提言をいただきました、地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただきました多くの住民の皆様、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

志賀町長 小泉 勝

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨・位置づけ.....	1
2 計画の期間.....	4
3 地域福祉に関する主な制度等の動向.....	5
4 上位計画及び福祉関連計画の概要.....	7
第2章 志賀町の地域福祉の現状と課題	10
1 志賀町の概況.....	10
2 地区別の概況.....	29
3 アンケート調査.....	35
4 計画策定における課題.....	41
第3章 計画の基本理念と基本目標	43
1 計画の基本理念.....	43
2 基本目標.....	44
3 重点施策の設定.....	45
4 施策の体系.....	46
5 取り組みの基本原則.....	47
第4章 施策の展開	49
基本目標1 人々のつながりの中で支えあう地域づくり.....	50
1 住民相互のふれあい・支えあいの推進.....	50
基本目標2 誰もが安全・安心・快適に暮らせる地域づくり.....	54
1 地域の安全・安心基盤の確立.....	54
2 安全・快適な生活環境の創出.....	58
基本目標3 安心できる福祉サービスの提供.....	60
1 保健・福祉サービスの充実.....	60
2 適切な情報提供と相談機能の充実.....	63
3 権利擁護と新たな課題への対応.....	65
基本目標4 地域福祉の推進体制づくり.....	69
1 地域福祉を担う人材の育成.....	69
2 地域福祉推進体制の確立.....	73
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	75
1 計画策定の概要.....	75
2 志賀町の概況.....	76

3 基本目標.....	79
4 実現に向けた取り組み.....	79
第6章 計画の推進に向けて.....	81
1 計画の周知・啓発.....	81
2 計画の推進体制.....	81
3 計画の検証・進行管理.....	81
参考資料.....	82
1 用語解説.....	82
2 地域福祉計画策定委員会名簿.....	88
3 地域福祉計画策定経緯.....	89

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨・位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

志賀町では、誰もが安全で安心して暮らせるやすらぎのまちを目指して、平成24年度に『志賀町地域福祉計画』、平成29年度には『第2次志賀町地域福祉計画』を策定し、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、この間においても町民の生活を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の制度では対応できない課題が顕在化し、新たな対応が求められています。

国は、高齢化や人口減少といった社会情勢の変化やそれに伴う地域でのつながりの希薄化、地域社会の担い手不足等の課題を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会をつくる「地域共生社会」の実現を目指し、取り組みを進めています。

このような背景を踏まえ、志賀町では「第3次志賀町地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。第2次志賀町総合計画の将来像である「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」を地域福祉の面から実現に向けた役割を担うことにより、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、すべての町民が地域社会の一員として尊重され、安心して暮らせる地域社会づくりを推進していきます。

(2) 計画の位置づけ

① 法的位置づけ

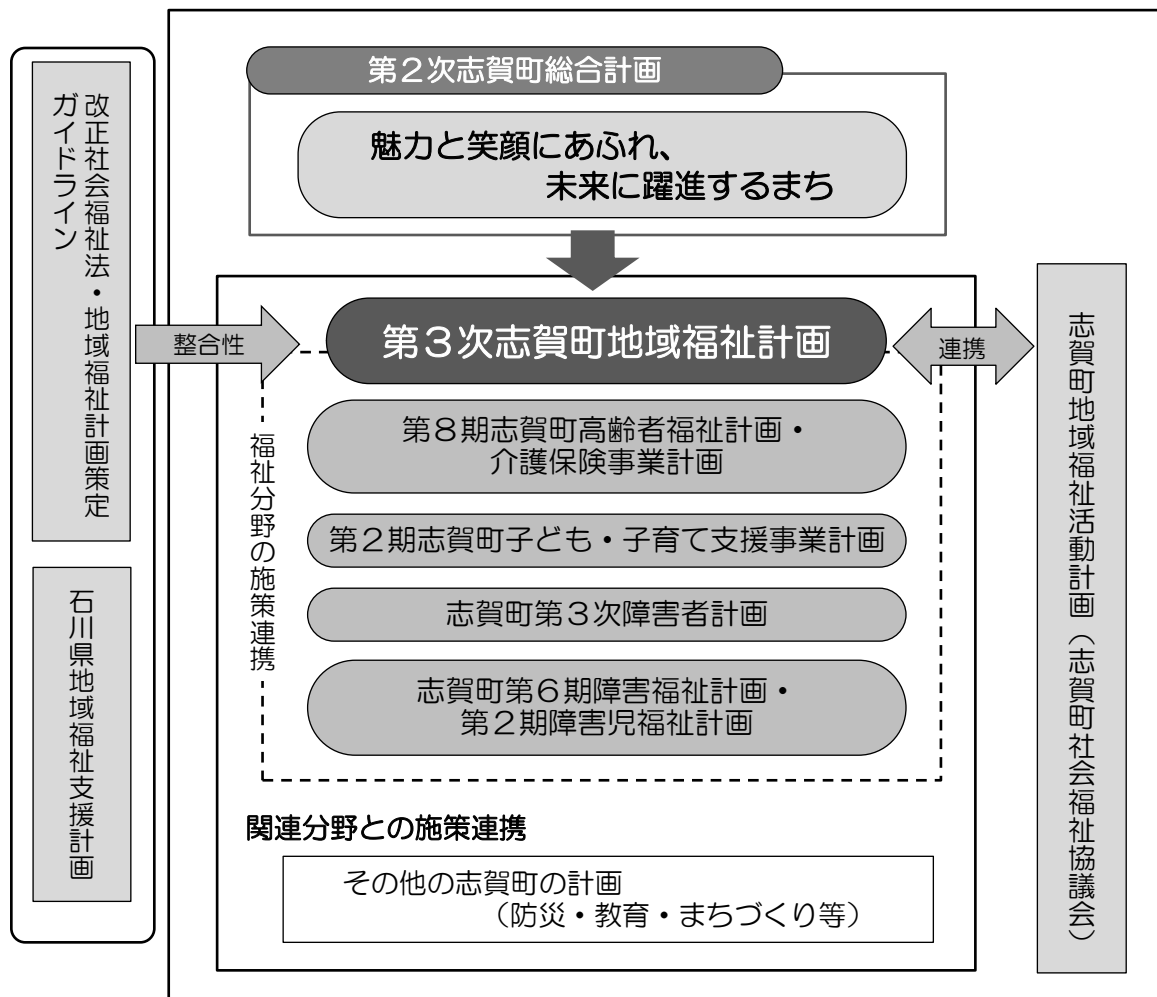
本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、福祉の各分野の「上位計画」として位置づけます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

② 他の計画との関係

本計画は、「第2次志賀町総合計画」を上位計画とし、より具体的に福祉のまちづくりについての方向を示すものです。高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の各分野計画との整合性を図りながら横断的につなぐ役割を担った計画であり、志賀町における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

■ 地域福祉計画の位置づけ



(3) 石川県地域福祉支援計画との関係

社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、県は広域的な観点から県内の市町における地域福祉の取り組みを支援する事項等を明記した「石川県地域福祉支援計画」を策定しています。

志賀町では、県地域福祉支援計画との整合性を図るとともに、志賀町単独では対応が困難な課題に対しては、県に対応を求めています。

(4) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉法第109条において、志賀町社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な担い手として位置づけられています。

地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として、志賀町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図ります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況等を共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において各役割を担い、相互に補完・連携しながら地域福祉を推進します。

(5) 地域福祉計画とSDGs

SDGsとは(エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉)「持続可能な開発目標」の略です。

平成27(2015)年9月、国際連合(以下、「国連」という。)で先進国と開発途上国がともに取り組むべき2030年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsでは「誰一人取り残さない」社会を基本理念とし、すべての主体が役割をもって、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、環境・経済・社会に関する幅広い17の目標と169のターゲット(指標)が掲げられています。

本計画の各施策を推進していくうえで、SDGsを意識しながら取り組み、持続可能な地域福祉を目指します。

■ SDGs 17の国際目標



2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会福祉制度の動向や地域福祉に係る環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

■ 計画の期間

平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
第2次志賀町総合計画									
第2次志賀町地域福祉計画					第3次志賀町地域福祉計画				
			第2次志賀町地域福祉活動計画						
			第8期志賀町高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画						
		志賀町第3次障害者計画							
		志賀町第6期障害福祉計画 志賀町第2期障害児福祉計画							

3 地域福祉に関する主な制度等の動向

(1) 福祉政策に関する国の主な動向

国における福祉政策に関する主な制度等の動向は次に示すとおりです。

	概要
平成26年 (2014年)	「災害対策基本法」改正 ・避難行動要支援者名簿の作成の義務
平成27年 (2015年)	「生活困窮者自立支援法」施行 ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給の義務
平成28年 (2016年)	「成年後見制度利用促進法」施行 ・成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定（努力義務） 「再犯防止推進法」施行 ・地方再犯防止推進計画の策定（努力義務） 「自殺対策基本法」改正 ・自殺対策計画の策定（義務） 「ニッポン一億総活躍プラン」において、 地域共生社会の実現 が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
平成30年 (2018年)	「社会福祉法」改正 ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ・包括的な支援体制づくりに努めることを規定 ・地域福祉計画の充実（策定の努力義務、福祉分野の上位計画として位置づけ） 「生活困窮者自立支援法」改正 ・生活困窮者の自立支援の強化 「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正
令和元年 (2019年)	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の設置
令和3年 (2021年)	「社会福祉法」改正 ・「重層的支援体制整備事業」の創設

(2) 社会福祉法の改正ポイント

平成30年の社会福祉法改正では、市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされ、高齢・介護、障がい、その他福祉の各分野における個別計画の上位計画として位置づけることとされました。また、「地域共生社会」の実現に向け、市町村において、地域住民が抱える複合化・複雑化した課題を包括的に支援していく体制を整備するよう努めることとされました。

さらに、令和3年に施行された社会福祉法改正では、市町村に対して、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行うため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業を新たに創設することなどが定められました。

【社会福祉法(抜粋)】

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

4 上位計画及び福祉関連計画の概要

(1) 第2次志賀町総合計画

計画期間		平成29年度～令和8年度
基本構想	将来像	「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」 ～ 定住と交流による、ふるさとの誇りを次代へと引き継ぐまちづくり ～
	基本方針 (関連項目の概要)	<p>◎次代を担う人を育むまちづくり 様々なニーズに対応できる保育サービス・子育て支援施策の充実や小中学校における教育環境の充実により、安心して子育てができ、かつ次代を担う子どもたちの健全な育成が図られるまちづくりを推進する。</p> <p>◎健康に暮らし続けることができるまちづくり 地域に根付いた保健・福祉・医療サービスの連携の強化とともに、健康づくり活動の推進や医療体制のさらなる充実を図る。 また、高齢者や障害者の福祉体制の充実や活動支援を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する。</p> <p>◎笑顔になれる、人が輝く魅力的なまちづくり 地域の伝統文化、生涯学習、スポーツなどの活動を積極的に支援することで、地域の繋がりや活力を維持し、それらの活動を通じた交流により、町民が生きがいを持って、いきいきと生活できるまちづくりを推進する。</p> <p>◎安全で美しく住みよいまちづくり 防災体制の充実や交通安全・防犯対策の徹底を図るとともに、道路や上下水道などの都市基盤の充実や公共交通のさらなる充実を図る。</p>
基本計画	健康づくりの推進	<p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志賀町保健福祉センター改修事業 ・健康増進事業 ・母子保健推進事業 ・保健・福祉・医療の連携強化 ・予防接種事業 ・がん検診推進事業 ・町民健康づくり推進活動事業 ・国民健康保険事業の適正運営
	高齢者福祉の充実	<p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター事業 ・高齢者等除雪対策事業 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ・地域包括ケアシステム整備事業 ・老人福祉施設改修事業 ・シルバー人材センター運営事業 ・養護老人ホーム措置事業 ・地域福祉計画策定事業 ・介護職員研修費助成事業 ・地域支え合い体制づくり事業 ・介護予防事業 ・地域福祉推進チーム活動事業 ・とき地域福祉センター大規模改修事業 ・福祉関係団体補助事業 ・自立支援型住宅リフォーム推進事業 ・敬老福祉金支給事業 ・後期高齢者医療対策制度の適正運営
	障害者福祉の充実	<p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療事業 ・遺児及び心身障害児扶養手当支給事業 ・心身障害者医療費助成事業 ・障害者自立支援給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者計画・障害者福祉計画策定事業 ・難聴児補聴器購入助成事業 ・障害者福祉タクシー助成事業 ・障害児通所支援事業

(2) 第8期志賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

計画期間	令和3年度～令和5年度
基本理念	高齢者が生きがいをもち、 住み慣れた地域において安心して暮らせるまちづくり
基本目標・方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムの深化・推進 2 介護予防施策、認知症施策の推進 3 地域ニーズに応じた介護サービスの適切な提供 4 支え合いの仕組みづくり・体制づくり 5 高齢者の自立支援と生きがいづくり
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者数及び高齢化率が増加しており、高齢化率は能登地区平均を上回る。 ・一人暮らし高齢者世帯数が増加している。 ・要支援・要介護認定者数は減少している。 ・介護給付費は、5年間で約2億円増加している。 ・高齢者が利用しやすい交通手段の整備、老人ホームなど介護施設の整備に対するニーズが高い。 ・地域住民や事業者、行政などがそれぞれの役割に応じて支援を必要とする高齢者の生活を支えていくことができる仕組み・体制を整備する必要がある。 ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の強化に向けた取り組みを推進していく必要がある。

(3) 志賀町第3次障害者計画

計画期間	平成30年度～令和5年度
基本理念	地域の絆を深め 障がいのある人もない人も共に 安全で安心して暮らせる共生社会の実現
基本目標・方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 安心して暮らせるために ～地域生活支援の充実～ 2 健やかな成長のために ～療育・保育・教育の充実～ 3 健康でいきいきと暮らせるために ～保健・医療サービスの充実～ 4 自立と社会参加の促進に向けて ～就労・社会参加の支援～ 5 共に支えあう共生社会に向けて ～啓発と理解の促進～ 6 暮らしやすいまちにするために ～生活環境の整備・安全対策の強化～
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者数は減少しており、重度者・中度者の占める割合が高い。 ・療育手帳所持者数は増加しており、約8割は18歳以上である。 ・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、「2級」の占める割合が高い。 ・何でも相談できる窓口をつくるなどの相談体制の充実に対するニーズが高い。 ・町民に対する障がい及び障がい者問題についての広報・啓発やこころのバリアフリー化を推進していく必要がある。 ・身近な相談窓口の整備充実を推進するとともに、様々な分野に係る総合的な相談支援体制の強化を図る必要がある。

(4) 第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2年度～令和6年度
基本理念	地域のぬくもりに抱かれて、 家族・子どもの笑顔の輪が広がる 志賀っこの郷
基本目標・方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育てを支えるまちづくり 2 未来を担う人づくり 3 子どもたちがたくましく、健やかに育つ環境づくり 4 子どもが安全に育つ安心なまちづくり
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・年少人口（0～14歳）は減少しており、総人口に占める割合は1割未満である。 ・出生数は減少しており、1年間の出生数は100人未満である。 ・就学前児童や小学生を持つ家庭の約1割は、日頃子どもをみてもらえる親族や知人がいない。 ・保育施設の定員数といった量の面だけでなく、質の面においてもさらに充実させていき、子どもにとってより良い子育て環境を作っていくことが必要である。 ・今の子育て支援だけではなく、今の子どもが大人になっても志賀町で子育てがしたいと感じることができるような子育て環境を作ることが必要である。

(5) 第2次志賀町地域福祉活動計画

計画期間	令和2年度～令和6年度
基本理念	みんながふれあい 安心して暮らせる 助け合いのまち
基本目標・方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 人づくり 隣近所や地域とのつながりを大切に、住民がお互いに助け合うために、福祉教育を通して福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動や地域での活動の積極的な参加を推進します。 2 地域づくり 住民がお互いに助け合う地域づくりのために、地域、事業者、関係機関や各種団体などの連携を深め、日頃の支え合いを推進するとともに災害時の支援体制の構築や子育て支援の充実を図ります。 3 相談・支援づくり 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、情報提供体制を充実し、気軽に相談できる仕組みや関係機関の連携強化に努めます。社会福祉協議会は、効果的に地域福祉が推進されるよう機能強化に努めます。

第2章 志賀町の地域福祉の現状と課題

1 志賀町の概況

(1) 志賀町の特性

① 位置・地勢

志賀町は、能登半島中央部に位置し、東西12.7km、南北31.0kmと南北に細長く、西側は日本海に面し、北は輪島市や穴水町に、東は眉丈山系に連なる丘陵地帯で七尾市や中能登町に、南は羽咋市に接しています。

まちは豊かな自然に恵まれ、奇岩・怪石や白砂青松の海岸線は、能登半島国立公園の一部で能登金剛と称され、源義経の伝説とともに能登を代表する美しい景勝地となっています。

また、まちの中央部のなだらかな丘陵地には、リゾートホテルやゴルフ場、別荘地を有する志賀の郷リゾートが立地するなど、多様な観光資源を有しています。

② 地域特性

志賀町は、金沢から能登里山海道で約1時間という立地にあり、豊かな山野と於古川、米町川等の河川、日本海など、恵まれた環境が多く山の幸、海の幸をもたらしています。

また、歴史や伝統文化の宝庫でもあり、夏から秋にかけては、町内のいたるところで祭りが行われ、キリコ（奉灯）が繰り出す八朔祭礼や太鼓打競技大会等の伝統行事や獅子舞、太鼓が伝承されています。

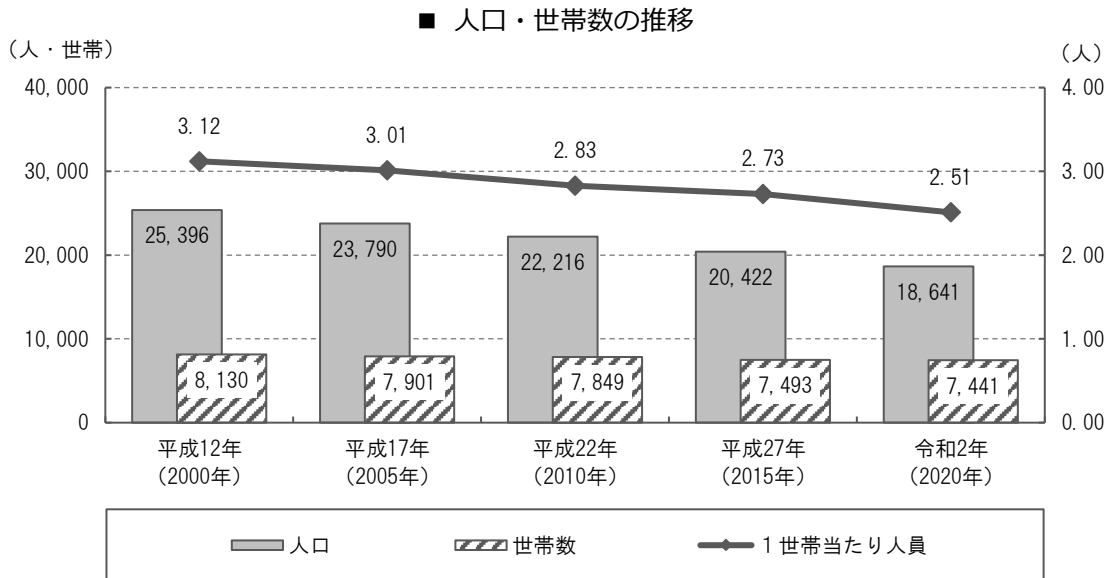
このように志賀町は、都会にはない日本の原風景や温かい地域コミュニティが残っており、素朴な人情や風景を訪れる人をやさしく迎える風土を形成しています。

(2) 人口・世帯の状況

① 人口・世帯数の推移

令和2年の国勢調査値によると、志賀町の人口は18,641人、世帯数は7,441世帯と
なっています。平成27年に比べて人口は1,781人、世帯数は52世帯減少しています。

また、1世帯当たり人員は2.51人/世帯で、単身世帯の増加や核家族化により年々
減少しています。



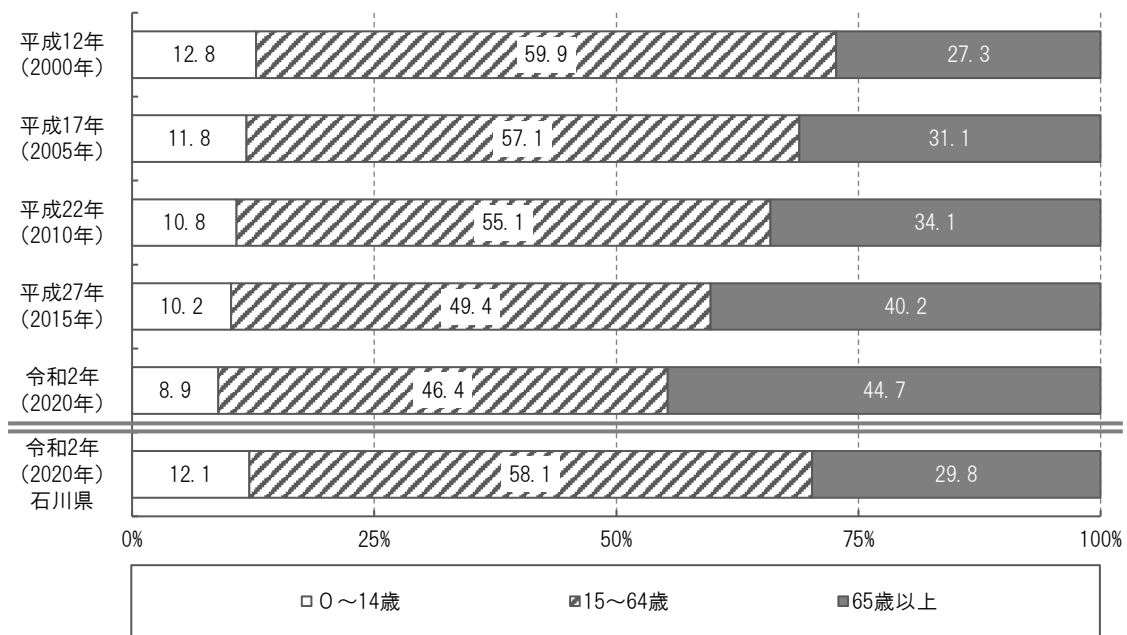
資料：国勢調査

② 年齢3区分別人口

志賀町の年齢3区分別人口割合の推移をみると、「0～14歳」、「15～64歳」の割合が年々減少する一方、「65歳以上」の割合が増加し続けており、少子高齢化が進行しています。

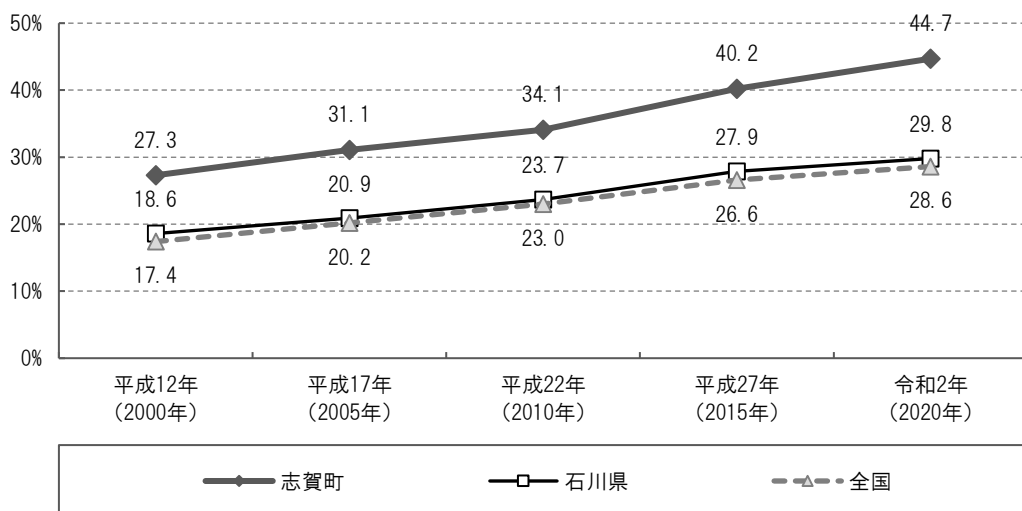
また、志賀町の高齢化率は国・県平均と比べて、ともに10ポイント以上高くなっています。

■ 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

■ 高齢化率（65歳以上人口）の推移



資料：国勢調査

③ 世帯構成

志賀町の一般世帯の世帯構成をみると、「夫婦のみの世帯」、「三世帯世帯」、「その他の親族世帯」の割合が県平均よりも高く、「夫婦と子どもから成る世帯」、「ひとり親と子どもから成る世帯」、「非親族世帯」、「単身世帯」の割合が県平均よりも低くなっています。

また、世帯構成割合の推移をみると、「三世帯世帯」の割合が減少する一方、「夫婦のみ世帯」や「単身世帯」の割合が増加しており、家族規模の縮小化が進んでいることがうかがえます。

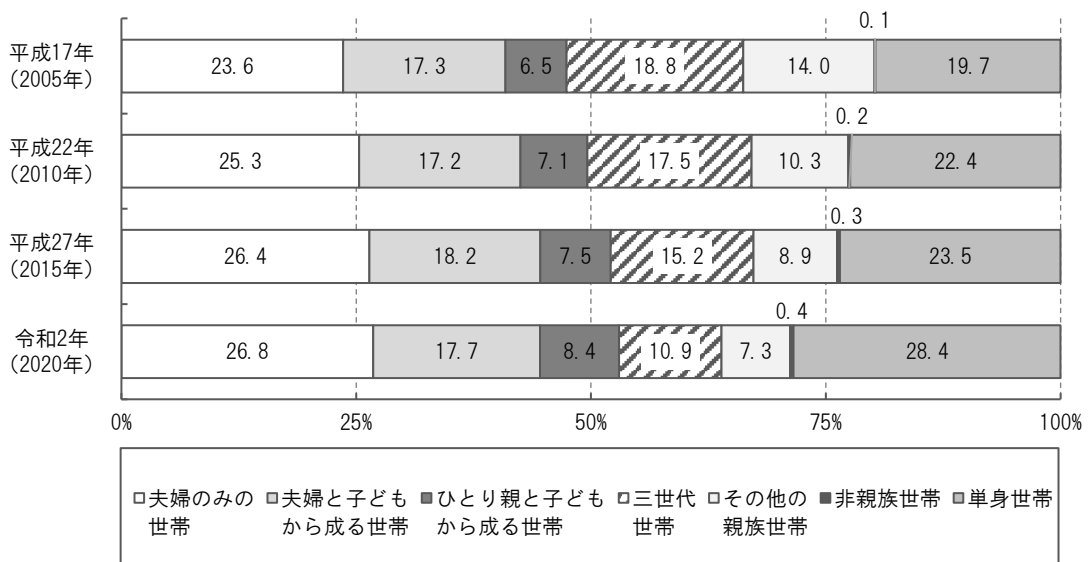
■ 一般世帯の世帯構成（令和2年）

単位：上段・世帯、下段・%

	親族世帯					非親族世帯	単身世帯	不詳	総数
	核家族世帯			三世帯世帯	その他の親族世帯				
	夫婦のみの世帯	夫婦と子どもから成る世帯	ひとり親と子どもから成る世帯						
志賀町	1,990 26.8	1,317 17.7	625 8.4	807 10.9	543 7.3	27 0.4	2,110 28.4	8 0.1	7,427 100.0
石川県	94,895 20.2	119,723 25.5	40,513 8.6	31,185 6.7	15,846 3.4	3,452 0.7	162,531 34.7	690 0.1	468,835 100.0

資料：国勢調査

■ 一般世帯の家族類型別割合の推移

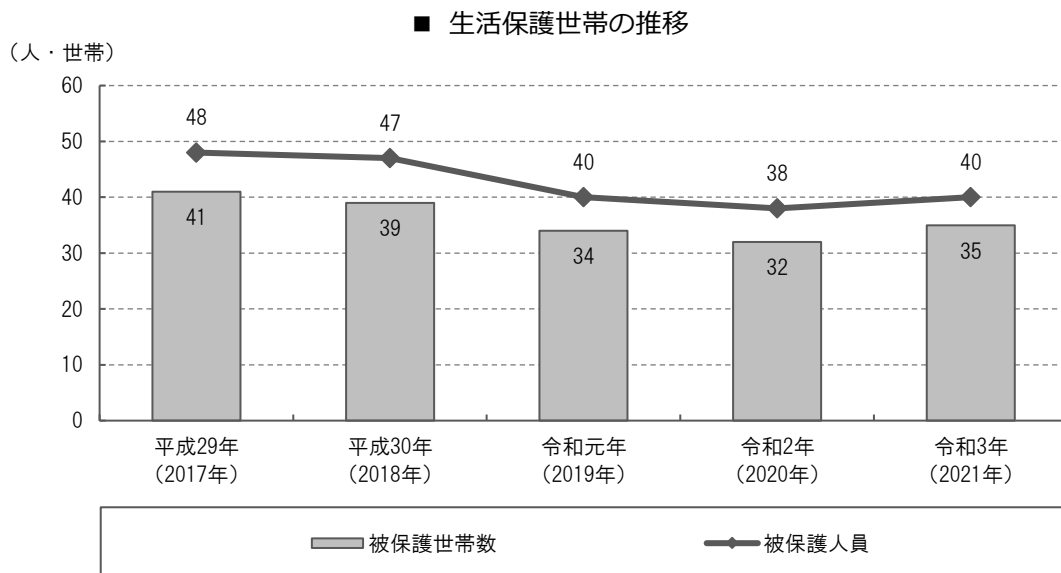


資料：国勢調査

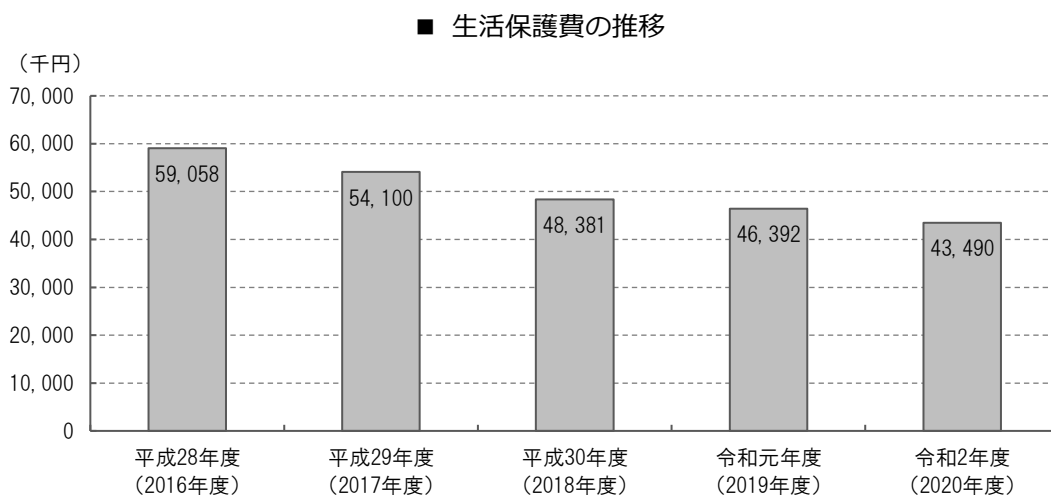
④ 生活保護世帯

志賀町の生活保護世帯の推移をみると、被保護世帯数、被保護人員ともに緩やかな減少傾向にあり、令和3年は生活保護世帯が35世帯、被保護人員が40人となっています。

また、被保護世帯の減少に伴い、生活保護費も減少傾向にあります。



資料：志賀町(各年3月末現在)



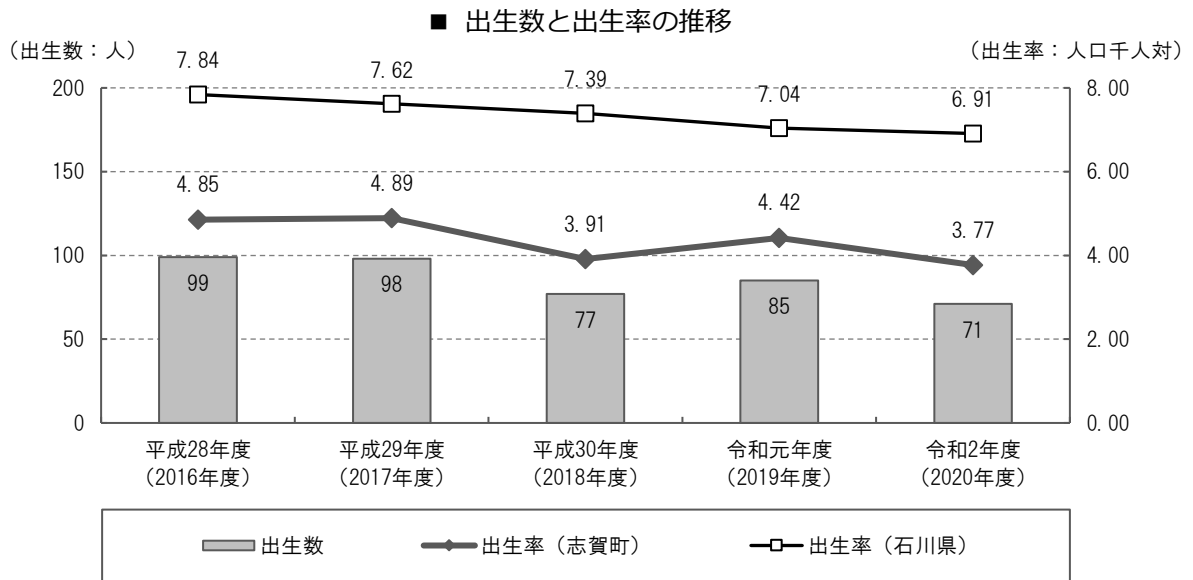
※金額は、能登中部保健福祉センター管内(中能登町・宝達志水町含む)で支給した総額となっています。

資料：志賀町

(3) 子どもをめぐる状況

① 出生数の動向

志賀町の令和2年度の出生数は71人、人口千人に対する出生率は3.77となっており、県平均の6.91を大きく下回っています。



※出生数は各年度、前年の10月から当年9月の合計数です。

資料:「石川県の人口と世帯」(石川県統計情報室)

② 教育・保育施設と児童数

現在、志賀町には公立4園の保育園、私立1園の認定こども園が立地しており、定員数は636人となっています。

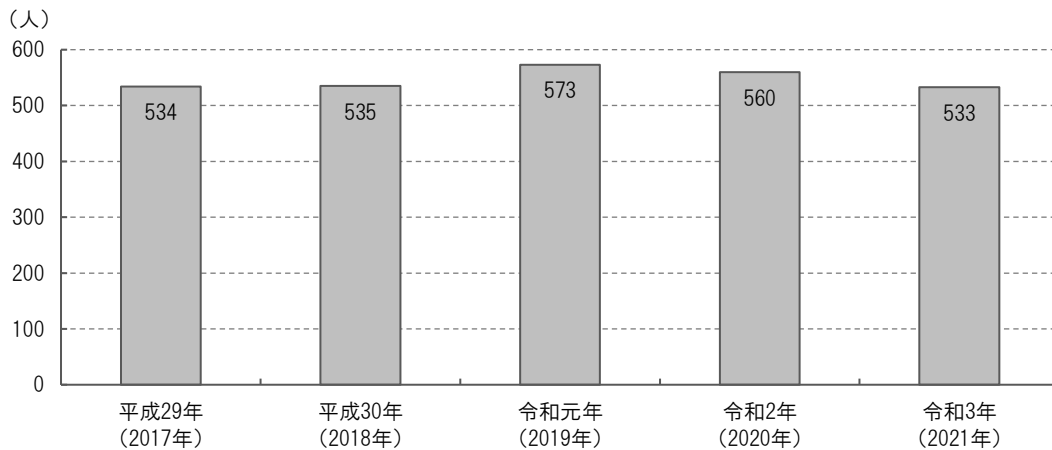
また、令和3年3月末現在の入園児童数は533人となっており、近年は500人台で推移しています。

■ 町内教育・保育施設の概要

区分	名称	開園時間	定員 (人)	特別保育の実施状況			
				延長	一時	休日	障がい児
公立	高浜保育園	7:00~19:00	145	○	○	○	○
	土田保育園	7:00~19:00	80	○	○	—	○
	中甘田保育園	7:00~19:00	70	○	○	—	○
	とぎ保育園	7:00~19:00	126	○	○	○	○
私立	すばる幼稚園 (幼保連携型認定こども園)	7:00~19:00 (夜間保育あり)	215	○	○	○	○

資料:志賀町

■ 入園児童数の推移



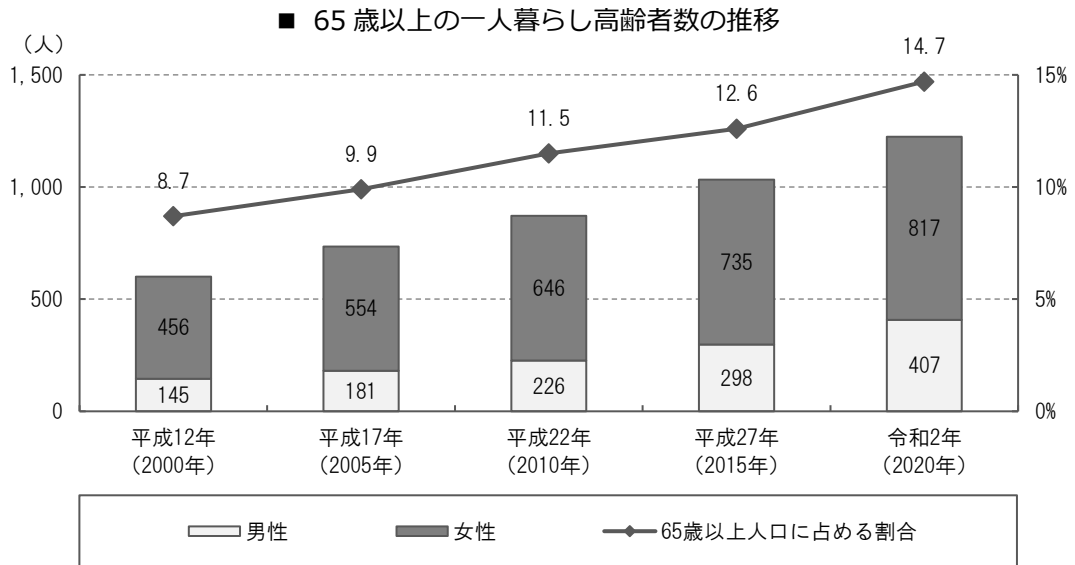
資料:志賀町(各年3月末現在)

(4) 高齢者をめぐる状況

① 一人暮らし高齢者数

志賀町の令和2年現在の65歳以上の一人暮らし高齢者は1,224人となっており、65歳以上高齢者数に占める割合も14.7%と増加しています。

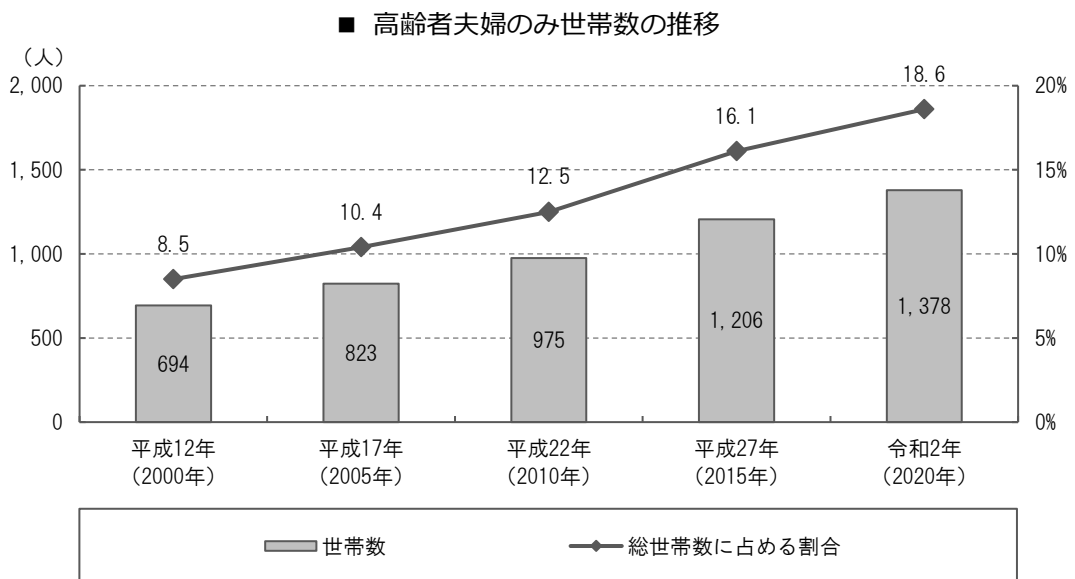
また、1,224人のうち、女性が817人、男性が407人で、女性が約7割を占めています。



資料:国勢調査

② 高齢者夫婦のみ世帯数

志賀町の令和2年現在の高齢者夫婦のみ世帯(夫及び妻が65歳以上の夫婦一組の一般世帯)は1,378世帯、総世帯数に占める割合は18.6%となっており、平成27年と比べて世帯数・総世帯数に占める割合はともに増加しています。

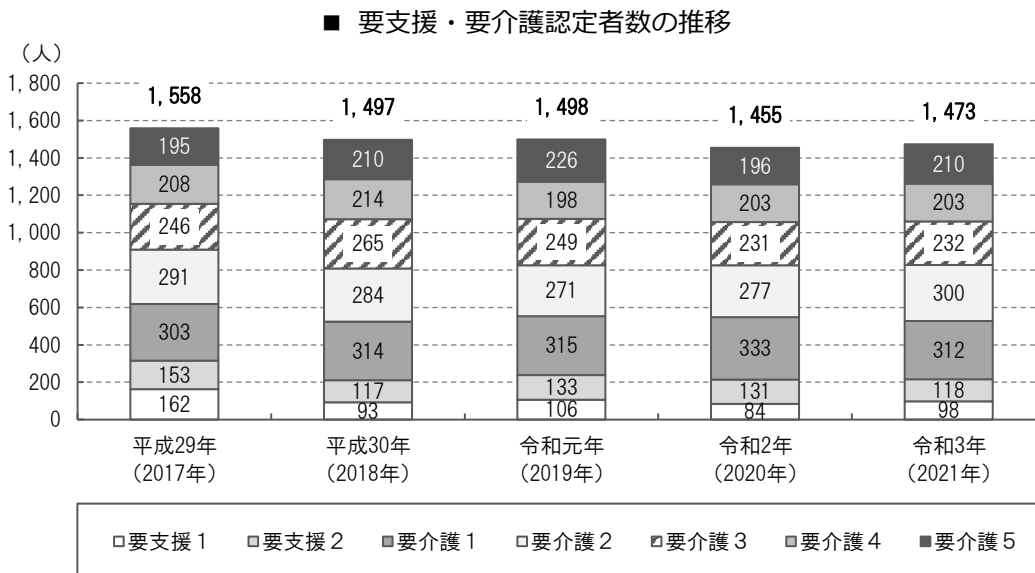


資料:国勢調査

③ 要支援・要介護認定者数

志賀町の令和3年3月末現在の要支援・要介護認定者数は1,473人となっており、近年は1,500人前後の横ばいで推移しています。

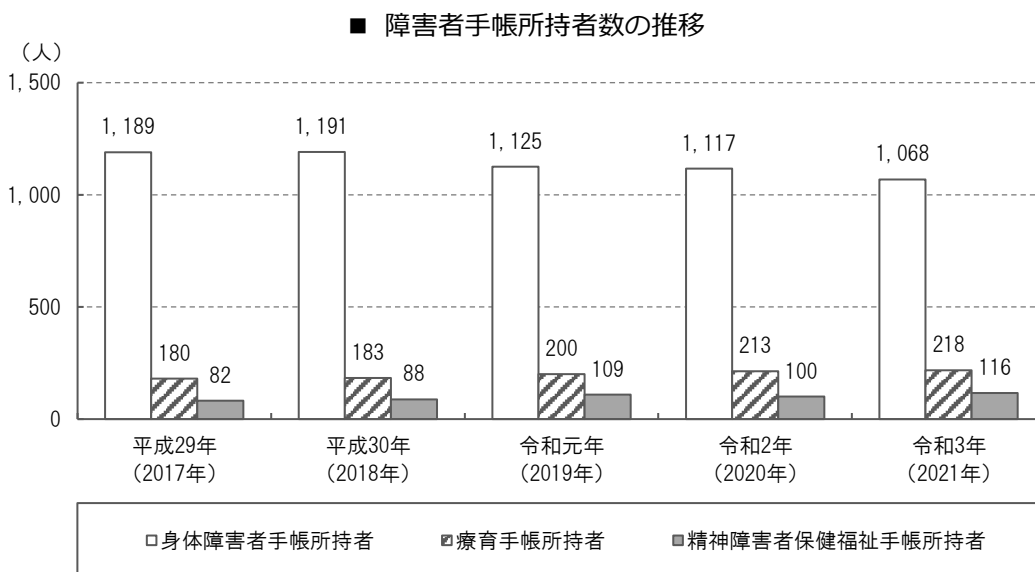
また、いずれの年も「要介護1」認定者が最も多くなっています。



資料: 志賀町(各年3月末現在)

(5) 障がいのある人をめぐる状況

志賀町の令和3年3月末現在の身体障害者手帳所持者は1,068人、療育手帳所持者は218人、精神障害者保健福祉手帳所持者は116人となっています。身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



資料: 志賀町(各年3月末現在)

(6) 地域福祉活動及び地域福祉資源の状況

① 志賀町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定する地域福祉を推進する団体です。

志賀町社会福祉協議会は、志賀町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

■ 社会福祉協議会の主な活動事業

活動事業	内容
① 地域福祉活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画の推進 ・社会福祉大会の開催 ・総合相談事業 ・高齢者生きがい事業 ・身体障害者等移送サービス事業 ・老人福祉員事業 ・高齢者等除雪対策事業 ・福祉サービス利用支援事業 ・広報啓発事業 ・福祉団体への支援 ・人工透析通院助成事業 ・フードバンク・フードドライブ事業
② ボランティアセンター活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの相談・登録・斡旋 ・ボランティア活動保険等の加入 ・福祉教育の推進 ・ボランティア講座の開催 ・地域介護予防活動支援事業（そくさい会）の実施 ・ボランティア団体の支援 ・各種用具の短期間貸出（レクリエーション用具等）
③ 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・志賀町共同募金委員会事業 ・共同募金配分金事業
④ 日赤志賀町分区事業	<ul style="list-style-type: none"> ・赤十字社員増強運動の実施 ・災害救護活動の実施
⑤ 貸付事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付事業 ・小額貸付事業
⑥ 在宅介護サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業 ・居宅介護支援事業 ・居宅介護事業 ・重度訪問介護事業 ・同行援護事業 ・移動支援事業

資料：志賀町社会福祉協議会（令和3年4月現在）

② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域福祉の推進における重要な一翼を担っており、志賀町においても住民の最も身近な相談窓口として、また、地域の見守り役や地域のニーズを行政につなぐパイプ役として、なくてはならない存在となっています。

令和3年4月現在、88人の民生委員・児童委員が厚生労働大臣より委嘱されており、うち4人が主任児童委員に指名されています。

■ 地区別の民生委員・児童委員数

単位:人

地区名	民生委員・児童委員 (うち主任児童委員)	地区名	民生委員・児童委員 (うち主任児童委員)
高浜地区	10 (1)	福浦地区	2
志加浦地区	8	熊野地区	4
堀松地区	7 (1)	富来地区	9 (2)
上熊野地区	5	稗造地区	5
土田地区	8	東増穂地区	5
加茂地区	3	西増穂地区	4
下甘田地区	4	西海地区	4
中甘田・甘田地区	5	西浦地区	5
志賀地域計	50 (2)	富来地域計	38 (2)
		合計	88 (4)

※任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日

資料：志賀町(令和3年4月現在)

③ 老人福祉員

志賀町では、一人暮らし高齢者などの見守り活動を行う老人福祉員を配置しています。令和3年4月現在の老人福祉員は504人で、地区別の配置状況は下表のとおりです。

■ 地区別の老人福祉員数

単位:人

地区名	老人福祉員(人)	地区名	老人福祉員(人)
高浜地区	28	福浦地区	0
志加浦地区	57	熊野地区	34
堀松地区	17	富来地区	77
上熊野地区	24	稗造地区	14
土田地区	44	東増穂地区	15
加茂地区	22	西増穂地区	28
下甘田地区	13	西海地区	23
中甘田・甘田地区	47	西浦地区	61
志賀地域計	252	富来地域計	252
		合計	504

資料：志賀町(令和3年4月現在)

④ 志賀町ボランティア連絡協議会

志賀町ボランティア連絡協議会は、令和3年4月現在、17団体が登録しており、会員数は581人となっています。連絡協議会では、ボランティアグループの相互援助等の話しあいの場をつくるため、代表者会議の開催や学習会、視察研修会、交流会等の独自事業を展開し、ボランティア活動の発展に向けて取り組んでいます。

■ 志賀町ボランティア連絡協議会一覧

単位:人

団体名	活動内容	会員数	地域
1 堀松ボランティア	有縁の荘でのシーツ交換、古切手の整理、環境美化活動、バス停清掃	21	志賀地域
2 上熊野ボランティア	有縁の荘でのシーツ交換、除草作業	12	
3 土田ボランティア会	はまなす園・有縁の荘でのシーツ交換、配食サービス、使用済み切手・プルタブ等の収集	27	
4 加茂ボランティア	はまなす園でのシーツ交換、除草作業	14	
5 下甘田ボランティア	はまなす園でのシーツ交換、ウエスづくり	37	
6 志賀町婦人加工連絡会	地域の特産品を活かした加工品作り、施設への加工品提供、技術指導	27	
7 すみれ会	はまなす園でのシーツ交換	9	
8 手話サークルしゅわッチ	手話技術の習得、聴覚障がい者への情報提供、聴覚障がいに関する社会的活動	21	
9 羽咋レクリエーション協会志賀支部	施設でのレクリエーション活動支援	8	
10 あじさいグループ	草だんごづくり及び販売	6	
11 ほほえみグループ	花壇での花苗の定植や除草の世話	8	
12 くまっこ隊グループ	学校などでの絵本の読み聞かせや楽器演奏	8	
13 大正琴 琴修会	病院や施設・高齢者サロンでの演奏、保育園・学校での読み聞かせ	11	富来地域
14 杜の会	のぞみの里での窓ふき、花植え、行事補助	7	
15 志賀町富来健康クラブ	各地区に分かれての海岸清掃や花壇の手入れ、イベントでの体操披露	113	全域
16 志賀町食生活改善推進協議会	食生活を通じた健康づくり、食生活改善のための普及啓発活動	84	
17 志賀町赤十字奉仕団	災害救護に関する活動(炊き出し訓練、救急法・健康生活支援講習)、ウエスづくり、赤十字のつどい開催、募金活動等	168	
合計		581	

資料: 志賀町(令和3年4月現在)

⑤ NPO法人（特定非営利活動法人）

NPO法人（特定非営利活動法人）は、平成10年に施行された「特定非営利活動促進法」に基づく法人です。この法律によって、従来、任意の組織として活動していたボランティア団体等は、組織的、継続的に福祉活動が行いやすくなりました。

志賀町では、令和3年4月現在、下記の高齢者及び障がい者福祉に係るNPO法人が活動しています。

■ 志賀町のNPO法人

名 称	認証年月日	所在地	目 的
なでしこ志賀	平成24年 2月8日	福浦港浦97番地1	一人暮らしの人や高齢者及び障がいのある人に対して、「住み慣れた家・住み慣れた地域」で、安心して住み続けられる地域社会を目指して、支えあい、助けあいの活動を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

資料：志賀町(令和3年4月現在)

⑥ 町内会

町内会は、住民同士の交流や防犯・防災活動等を行い、住民の誰もが加入できる近隣住民のコミュニティ組織です。

志賀町では令和3年4月現在、139の区、791の班が組織され、各町内会はそれぞれの地域のために、その実情に合わせて様々な自主的活動を行っています。

■ 町内会の構成

単位：区、班、世帯

地区名	区数	班数	対象世帯数
志賀地域	85	491	5,059
高浜地区	17	120	1,387
志加浦地区	12	66	810
堀松地区	11	65	729
上熊野地区	14	53	327
土田地区	13	69	689
加茂地区	3	28	254
下甘田地区	8	39	293
中甘田・甘田地区	7	51	570
富来地域	54	300	2,948
福浦地区	1	23	210
熊野地区	11	41	222
富来地区	6	50	712
稗造地区	14	56	253
東増穂地区	8	44	475
西増穂地区	5	24	333
西海地区	4	31	373
西浦地区	5	31	370
合 計	139	791	8,007

資料：志賀町（令和3年4月現在）

⑦ 老人クラブ

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにする自主的な集まりで、各クラブでは、健康保持や親睦等を目的に様々な活動を行っているほか、地域の見守りなど、地域福祉の一翼を担う組織です。

志賀町には令和3年4月現在、39の老人クラブがあり、会員数は2,859人となっています。

■ 老人クラブ一覧

単位：人

クラブ名		会員数	地域	クラブ名		会員数	地域
1	高浜クラブ	105	志賀 地域	21	稗造第一高砂会	45	富来 地域
2	今市・大念寺老人クラブ	98		22	稗造第二高砂会	40	
3	志加浦老人クラブ	211		23	里本江長寿会	53	
4	堀松老人クラブ	204		24	給分福寿会	54	
5	上熊野第一老人クラブ	63		25	森之内長寿会	52	
6	上熊野第二老人クラブ	33		26	中浜長寿会	50	
7	土田長寿会	107		27	相神第1寿会	47	
8	加茂老人クラブ	290		28	相神第2寿会	59	
9	下甘田老人クラブ	155		29	酒見翌生会	60	
10	中甘田老人クラブ	140		30	酒見芳寿会	51	
11	福浦港第1福寿会	79	富来 地域	31	大福寺望月会	61	
12	福浦港第2福寿会	77		32	風戸海晴会	35	
13	令和シニアクラブ	43		33	風無第1海晴会	21	
14	金剛クラブ	23		34	風無第2海晴会	44	
15	地頭町クラブ	57		35	久喜海晴会	21	
16	高田クラブ	51		36	赤崎長寿会	73	
17	富来領家町第1クラブ	50		37	鹿頭鹿寿会	78	
18	富来領家町第2クラブ	60		38	笹波長寿会	40	
19	稗造第1老人クラブ	47		39	笹波前浜白寿会	49	
20	稗造第2老人クラブ	33		合 計		2,859	

資料：志賀町(令和3年4月現在)

⑧ 福祉施設等

志賀町では、次のような介護関連施設や学校教育施設、社会福祉施設等が整備されており、高齢者や障がいのある人、児童の福祉向上等に寄与しています。

■ 主な福祉施設等

区分	名称	区分	名称	
介護関連施設	はまなす園デイサービスセンター	児童福祉施設	すばる幼稚園	
	はまなす園富来デイサービスセンター		高浜保育園	
	志賀町デイサービスセンター		土田保育園	
	デイサービスセンターアイリス		中甘田保育園	
	ファミリータイズ・歩っ歩		とぎ保育園	
	デイケアセンター 有縁の荘		志賀町児童館	
	志賀クリニックデイ・ケアセンター		志賀放課後児童クラブ	
	町立富来病院通所リハビリテーション		富来放課後児童クラブ	
	J A 志賀訪問介護センター		社会福祉施設	志賀町保健福祉センター
	志賀町社協訪問介護サービスステーション			志賀町シルバーハウス
	志賀訪問看護ステーション	志賀町とぎ地域福祉センター		
	町立富来病院訪問リハビリテーション	教育施設	志賀町立志賀小学校	
	はなます園訪問入浴センター		志賀町立富来小学校	
	介護老人福祉施設 はまなす園		志賀町立志賀中学校	
	介護老人福祉施設 ますほの里		志賀町立富来中学校	
	介護老人福祉施設 アイリス		石川県立志賀高等学校	
	介護老人保健施設 有縁の荘		生涯学習・コミュニティ施設	志賀町文化ホール
	介護医療院 悠悠			志賀町生涯学習センター
	介護医療院 笑福			志賀町立図書館
	町立介護医療院 タなぎ			志賀町立富来図書館
	グループホーム あじさい			志賀町立高浜公民館（文化ホール）
	グループホーム あじさい高浜	志賀町立志加浦公民館		
	グループホーム はまなす園	志賀町立赤住公民館		
	グループホーム さくらが	志賀町立堀松公民館（志賀町林業拠点センター）		
	グループホーム 第二さくらが	志賀町立上熊野公民館		
	グループホーム まごころの家 すみよし	志賀町立土田公民館		
	グループホーム 志賀の里 すみよし	志賀町立加茂公民館（加茂高齢者センター）		
	グループホーム 鶴の恩返しホーム 志賀	志賀町立下甘田公民館（下甘田多目的研修集会施設）		
	グループホーム のぞみの里	志賀町立中甘田公民館（中甘田多目的研修集会施設）		
	グループホーム 楓の家リゾート	志賀町立福浦公民館（福浦コミュニティセンター）		
	ケアホーム 楓の家リゾート	志賀町立熊野公民館（熊野多目的集会施設）		
	あやめケアセンター（軽費老人ホーム）	志賀町立富来公民館（富来活性化センター）		
	障害福祉施設	JOY WORKZ@すみれ（就労継続支援 B型）		志賀町立稗造公民館
JOY WORKZ@志賀町（就労継続支援 A型）		志賀町立西増穂公民館（酒見構造改善センター）		
COCO HOUSE@志賀町（放課後等デイサービス）		志賀町立東増穂公民館		
インクルしか（生活介護）		志賀町立西海公民館		
学び舎あい（グループホーム）		志賀町立西浦公民館（西浦コミュニティセンター）		
		稗造研修センター		

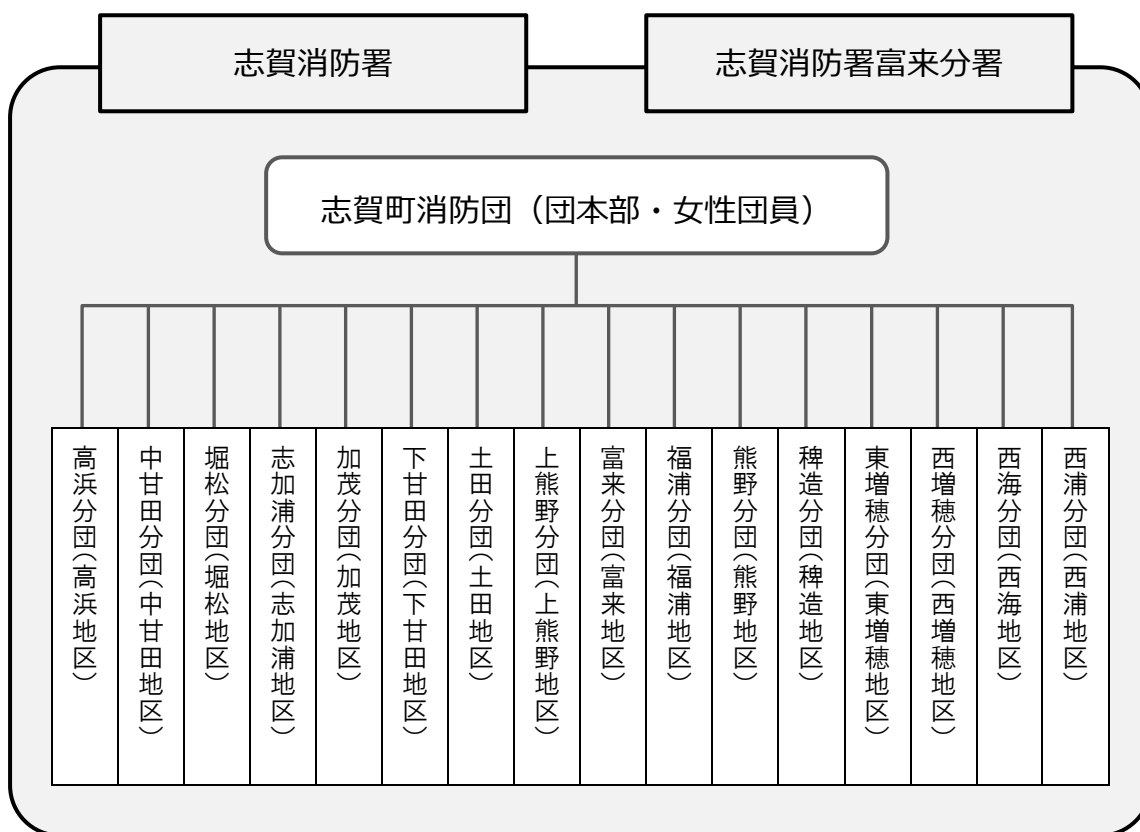
資料：志賀町（令和3年4月現在）

⑨ 消防体制

消防は、複雑多様化・大規模化する災害等から、地域住民の生命及び財産を守るうえで重要な機関です。

志賀町の消防体制は、2つの消防署（志賀消防署・志賀消防署富来分署）のもとに、1つの消防団本部と町内の地域ごとに16の分団で構成され、条例定数324人に対し、実員数289人で活動しています。

■ 消防団の組織



■ 階級別消防団員数

単位:人

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	定数
志賀町	1	3	16	16	32	48	173	289	324

資料: 志賀町(令和3年4月現在)

⑩ 自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき結成される防災組織のことです。志賀町では令和3年4月現在、33の自主防災組織が結成されています。

■ 自主防災組織一覧

単位：世帯

	名称	結成年月日	構成世帯数
1	高浜6区自主防災会	平成22年11月3日	59
2	鹿頭区自主防災隊	平成23年1月1日	123
3	笹波区自主防災隊	平成23年4月1日	104
4	西海風戸区自主防災隊	平成23年10月16日	117
5	小室・松木自主防災会	平成24年4月1日	45
6	福浦港区自主防災隊	平成24年11月8日	210
7	米町区自主防災会	平成25年4月1日	65
8	酒見地区自主防災隊	平成25年4月1日	226
9	上野区自主防災隊	平成25年4月1日	125
10	森之内自主防災会	平成25年7月25日	57
11	赤崎区自主防災隊	平成26年1月1日	103
12	北吉田区自主防災隊	平成26年1月2日	86
13	牛ヶ首区自主防災隊	平成26年1月3日	22
14	中浜区自主防災隊	平成26年2月21日	38
15	富来領家町防災隊	平成26年1月26日	346
16	西海千ノ浦区自主防災会	平成26年11月6日	64
17	給分区自主防災会	平成26年12月1日	79
18	富来地頭町区防災隊	平成27年1月12日	224
19	百浦区自主防災会	平成27年1月3日	102
20	富来高田地区自主防災隊	平成27年3月1日	90
21	はまなす区自主防災隊	平成27年1月18日	175
22	相神区自主防災隊	平成27年4月1日	95
23	里本江区自主防災会	平成28年1月10日	194
24	直海・釈迦堂自主防災会	平成28年4月1日	110
25	穴口区自主防災会	平成28年12月20日	15
26	梨谷小山区自主防災会	平成29年3月29日	54
27	草木区自主防災会	平成29年9月19日	29
28	二所宮区自主防災会	平成30年2月19日	54
29	旭ヶ丘区自主防災会	平成30年4月12日	112
30	西山台区自主防災会	平成31年3月12日	91
31	高浜4区自主防災会	令和元年5月28日	59
32	末吉自主防災会	令和2年12月11日	163
33	矢蔵谷区自主防災会	令和3年1月4日	11

資料：志賀町（令和3年4月現在）

⑪ 警察

安全で安心して暮らせる地域社会を構築するうえで、警察の果たす役割も重要です。志賀町は羽咋警察署管内に属し、町内には2交番、8駐在所が立地しており、地域のパトロールや防犯活動など、地域福祉の向上に寄与しています。

■ 交番・駐在所一覧

交番・駐在所名	担当区域
高浜交番	高浜町、宿女、福野、大島、長沢、上棚、大坂、館、米浜、福井、二所宮、穴口、矢駄、倉垣、安津見、安津見新、坪野、岩田、甘田
上野駐在所	川尻、町、安部屋、上野、大津、小浦、百浦、赤住、矢蔵谷（通称能登温泉健康村）
堀松駐在所	堀松、末吉、北吉田、清水今江、神代、梨谷小山、矢蔵谷（通称能登温泉健康村を除く）、火打谷（通称出雲地区）、西山、西山台1丁目、西山台2丁目
土田駐在所	火打谷（通称出雲地区除く）、徳田、館開、代田、印内、栗山、谷屋、仏木、矢田
直海駐在所	米町、小室、松木、田原、直海、長田、釈迦堂、大笹、牛ヶ首、一ノ谷、若葉台、五里峠
富来交番	富来地頭町、富来領家町、富来高田、富来七海、中浜、相神、草江、大鳥居、酒見、大福寺、栢木、稲敷、香能、西海風戸、西海風無、西海千ノ浦、西海久喜
熊野駐在所	中山、日下田、町居、豊後名、三明、中畠、谷神、草木、荒屋、日用、六実
福浦駐在所	福浦港、富来生神、富来牛下
鹿頭駐在所	赤崎、鹿頭、笹波、小窪、前浜、深谷
今田駐在所	広地、東小室、貝田、大西、江添、田中、和田、今田、八千代、尊保、灯、楚和、阿川、入釜、鶴野屋、地保、切留、八幡、八幡座主、中泉、里本江、給分

資料：石川県警察本部（令和3年4月現在）

2 地区別の概況

(1) 人口・世帯数の状況

令和3年4月現在の志賀町の地区別人口をみると、人口が最も多い地区は「高浜地区」の3,369人で、最も少ない地区は「甘田地区」の223人となっています。

また、一世帯当たり人員をみると、「加茂地区」は3人台、「西浦地区」は1人台であり、他はすべて2人台となっています。

さらに、平成28年の人口と比較すると、すべての地区で人口が減少しており、減少率は志賀地域に比べ富来地域が高くなっています。

■ 地区別の人口・世帯数の状況

単位：人、世帯、%

	人口	世帯数	一世帯当たり 人員	人口増減(対平成28年)	
				増減数	増減率
志賀地域	12,975	5,059	2.56	-996	-7.1
高浜地区	3,369	1,387	2.43	-58	-1.7
志加浦地区	1,854	810	2.29	-150	-7.5
堀松地区	1,848	729	2.53	-123	-6.2
上熊野地区	788	327	2.41	-100	-11.3
土田地区	1,967	689	2.85	-208	-9.6
加茂地区	790	254	3.11	-48	-5.7
下甘田地区	870	293	2.97	-126	-12.7
中甘田地区	1,266	482	2.63	-152	-10.7
甘田地区	223	88	2.53	-31	-12.2
富来地域	6,443	2,948	2.19	-1,084	-14.4
福浦地区	445	210	2.12	-92	-17.1
熊野地区	504	222	2.27	-51	-9.2
富来地区	1,600	712	2.25	-237	-12.9
稗造地区	580	253	2.29	-119	-17.0
東増穂地区	1,100	475	2.32	-190	-14.7
西増穂地区	717	333	2.15	-106	-12.9
西海地区	774	373	2.08	-140	-15.3
西浦地区	723	370	1.95	-149	-17.1
合計	19,418	8,007	2.43	-2,080	-9.7

資料：住民基本台帳(令和3年4月現在)

(2) 平均年齢・高齢化率の現状

令和3年4月現在の地区別の平均年齢と高齢化率をみると、平均年齢・高齢化率ともに「西浦地区」が67.4歳・68.2%で最も高く、次いで「福浦地区」、「稗造地区」と続いています。

また、平成28年の高齢化率と比較すると、すべての地区において高齢化率が上昇しており、中でも「熊野地区」、「上熊野地区」の上昇が顕著です。

■ 地区別の人口・世帯数の状況

単位：歳、%

	平均年齢			高齢化率	高齢化の動向	
	男性	女性	平成28年の 高齢化率		増減	
高浜地区	48.6	46.7	50.3	32.9	30.5	+2.4
志加浦地区	53.5	50.1	56.8	42.2	37.2	+5.0
堀松地区	49.7	49.2	50.1	35.1	30.6	+4.5
上熊野地区	56.2	54.8	57.5	45.1	37.6	+7.5
土田地区	54.0	51.9	56.1	42.8	37.3	+5.5
加茂地区	53.7	51.8	55.4	39.0	36.0	+3.0
下甘田地区	56.2	54.3	58.2	45.7	39.2	+6.5
中甘田地区	53.0	51.7	54.3	38.2	31.7	+6.5
甘田地区	55.5	50.9	60.3	43.5	40.6	+2.9
福浦地区	64.1	61.2	66.8	59.6	53.1	+6.5
熊野地区	61.6	59.2	63.8	55.0	47.4	+7.6
富来地区	58.9	56.8	60.6	51.3	44.6	+6.7
稗造地区	62.8	58.7	66.7	59.5	53.2	+6.3
東増穂地区	56.9	55.1	58.5	45.7	39.1	+6.6
西増穂地区	61.2	58.9	63.0	56.1	49.1	+7.0
西海地区	61.4	57.2	65.5	54.7	48.4	+6.3
西浦地区	67.4	63.9	70.2	68.2	62.2	+6.0
全地区	55.1	52.8	57.1	44.0	39.1	+4.9

※高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合

資料：住民基本台帳（令和3年4月現在）

(3) 一人暮らし高齢者数

令和3年4月現在の地区別の一人暮らし高齢者数をみると、「高浜地区」が183人と最も多く、次いで「富来地区」(128人)、「志加浦地区」(126人)となっています。

また、地区人口に対する一人暮らし高齢者の割合では、「西浦地区」が12.2%を占め最も高く、次いで「熊野地区」(9.5%)、「福浦地区」「西海地区」(各9.2%)となっています。

地域別の総世帯数に占める一人暮らし高齢者世帯数に対する割合は、志賀地域の13.4%に対し、富来地域は18.5%と高くなっています。

■ 地区別の一人暮らし高齢者数

単位:人、%

	一人暮らし高齢者			地区人口に対する割合	地区世帯数に対する割合
	男性	女性			
志賀地域	678	237	441	5.2	13.4
高浜地区	183	45	138	5.4	13.2
志加浦地区	126	53	73	6.8	15.6
堀松地区	76	30	46	4.1	10.4
上熊野地区	61	24	37	7.7	18.7
土田地区	105	37	68	5.3	15.2
加茂地区	25	9	16	3.2	9.8
下甘田地区	26	9	17	3.0	8.9
中甘田・甘田地区	76	30	46	5.1	13.3
富来地域	546	168	378	8.5	18.5
福浦地区	41	12	29	9.2	19.5
熊野地区	48	18	30	9.5	21.6
富来地区	128	32	96	8.0	18.0
稗造地区	52	20	32	9.0	20.6
東増穂地区	64	17	47	5.8	13.5
西増穂地区	54	18	36	7.5	16.2
西海地区	71	28	43	9.2	19.0
西浦地区	88	23	65	12.2	23.8
全地区	1,224	405	819	6.3	15.3

資料:民生委員調べ(令和3年4月1日現在)

過去5年間における地区別の一人暮らし高齢者数の推移をみると、ほとんどの地区で増加または横ばい傾向にあります。

■ 地区別の一人暮らし高齢者数の推移

単位：人

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
高浜地区	174	178	181	184	183
志加浦地区	107	116	118	121	126
堀松地区	62	64	65	77	76
上熊野地区	54	55	55	62	61
土田地区	92	87	98	104	105
加茂地区	29	29	27	25	25
下甘田地区	33	30	27	27	26
中甘田・甘田地区	61	68	70	76	76
福浦地区	35	35	33	40	41
熊野地区	47	47	46	52	48
富来地区	121	120	122	126	128
稗造地区	48	47	45	50	52
東増穂地区	57	59	67	65	64
西増穂地区	45	46	45	51	54
西海地区	58	59	66	70	71
西浦地区	91	85	94	88	88
合 計	1,114	1,125	1,159	1,218	1,224

資料：民生委員調べ(令和3年4月1日現在)

(4) 高齢者世帯数

令和3年4月現在の地区別の高齢者世帯数をみると、最も世帯数が多い地区は「高浜地区」の193世帯で、次いで「富来地区」(187世帯)、「志加浦地区」(155世帯)となっています。

また、地区世帯数に対する高齢者世帯数の割合では、「西浦地区」が35.1%を占め最も高く、次いで「稗造地区」(27.3%)、「富来地区」(26.3%)となっており、地域別では志賀地域16.5%、富来地域25.9%となっています。

■ 地区別の高齢者世帯数

単位:世帯、%

	高齢者世帯数	地区世帯数に対する割合
志賀地域	834	16.5
高浜地区	193	13.9
志加浦地区	155	19.1
堀松地区	113	15.5
上熊野地区	56	17.1
土田地区	123	17.9
加茂地区	41	16.1
下甘田地区	55	18.8
中甘田・甘田地区	98	17.2
富来地域	764	25.9
福浦地区	41	19.5
熊野地区	54	24.3
富来地区	187	26.3
稗造地区	69	27.3
東増穂地区	114	24.0
西増穂地区	79	23.7
西海地区	90	24.1
西浦地区	130	35.1
全地区	1,598	20.0

※高齢者世帯とは、「65歳以上の高齢者夫婦のみ世帯」や「高齢の親子のみ世帯」等をいう。なお、高齢者夫婦世帯については、夫婦の一方だけが65歳以上の世帯も含まれます。

資料:民生委員調べ(令和3年4月1日現在)

過去5年間における地区別の高齢者世帯数の推移をみると、ほとんどの地区で減少または横ばい傾向にあります。

■ 地区別の高齢者世帯数の推移

単位：世帯

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
高浜地区	201	202	197	197	193
志加浦地区	154	158	160	162	155
堀松地区	118	115	108	113	113
上熊野地区	63	62	60	60	56
土田地区	148	143	135	123	123
加茂地区	41	37	35	36	41
下甘田地区	52	56	52	59	55
中甘田・甘田地区	102	106	112	105	98
福浦地区	47	49	47	43	41
熊野地区	54	59	57	59	54
富来地区	212	175	211	194	187
稗造地区	92	86	81	71	69
東増穂地区	115	108	113	111	114
西増穂地区	81	83	83	82	79
西海地区	111	109	107	104	90
西浦地区	161	147	135	138	130
合 計	1,752	1,695	1,693	1,657	1,598

資料：民生委員調べ(令和3年4月1日現在)

3 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

① 調査目的

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する実態、意識等や関心のある施策等について、町民の考えを把握し、計画に反映することを目的に実施したものです。

② 調査対象者

町内で活動している福祉関係33団体及び志賀町に居住する20歳以上の方から無作為抽出した1,000名の方です。

③ 調査方法と調査期間

配布・回収は郵送とし、調査期間は令和3年8月10日～8月20日です。

④ 調査票の回収状況

配布数	回収数	回収率
1,033件	497件	48.1%

⑤ 集計にあたって

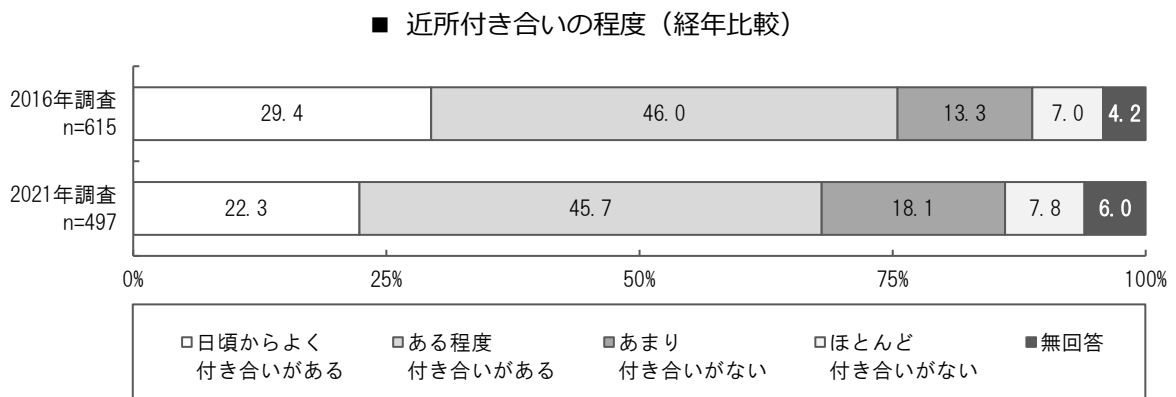
- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 結果概要

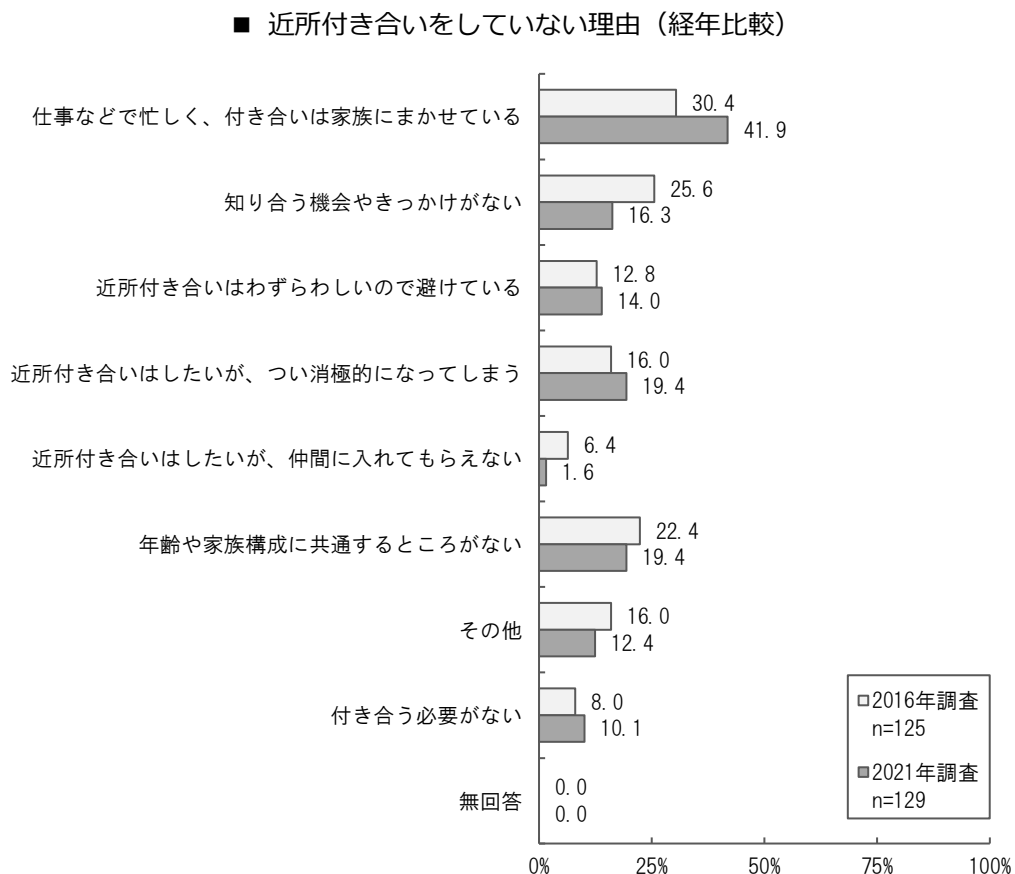
① 近所付き合いについて

回答者の近所付き合いの程度をみると、「ある程度付き合いがある」が45.7%と最も高く、「日頃からよく付き合いがある」(22.3%)を合わせた約7割は近所付き合いがある状況です。

また、前回調査と比較すると、「日頃からよく付き合いがある」と回答した割合が7.1ポイント低くなっています。



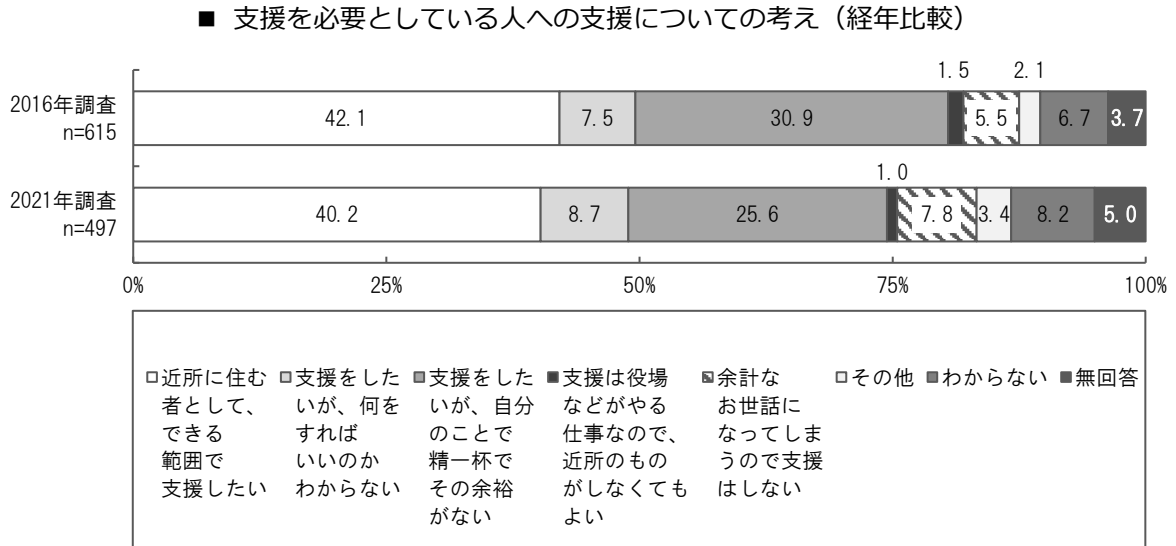
近所付き合いをしていない理由は、「仕事などで忙しく、付き合いは家族にまかしている」が41.9%と最も高く、前回調査より11.5ポイント高くなっています。



② 地域住民同士による支援について

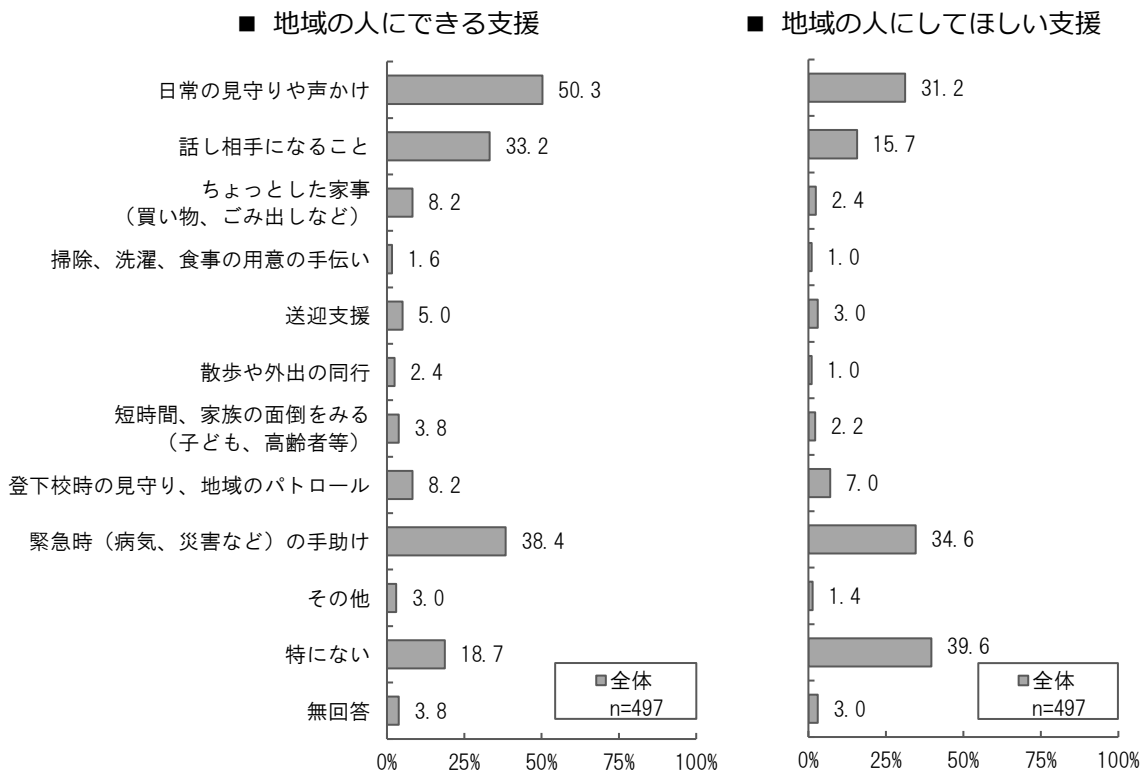
何らかの支援を必要としている人への支援についての考えをみると、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が40.2%と最も高くなっています。

また、前回調査と比較すると、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」と回答した割合が5.3ポイント低くなっています。



助けあいの意向をみると、地域の人にできる支援は、「日常の見守りや声かけ」が50.3%と最も高くなっています。

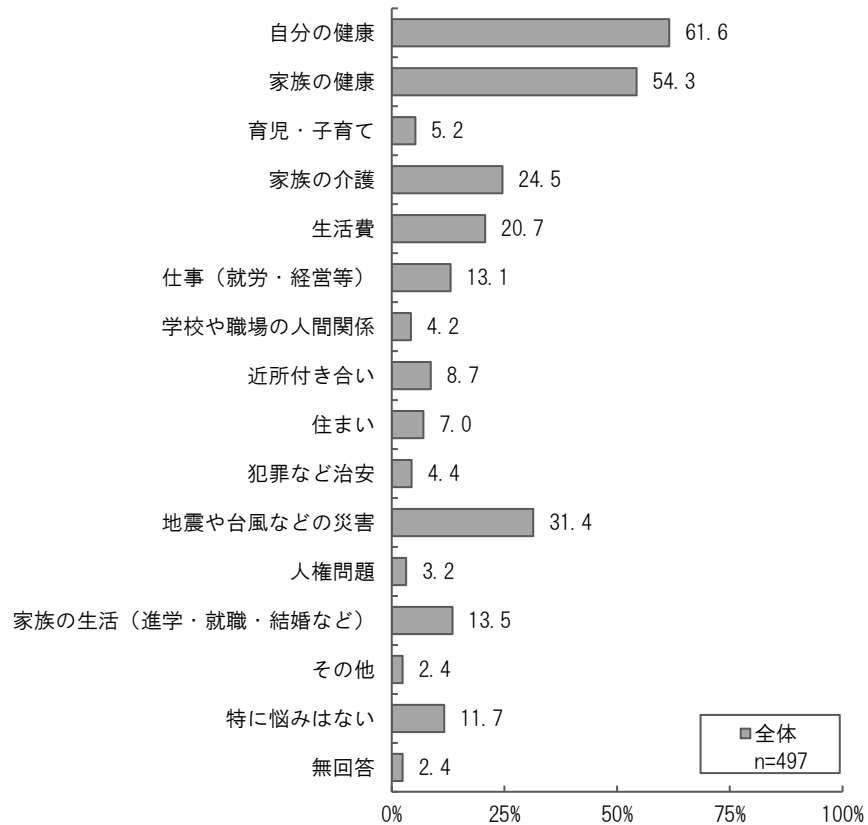
一方、地域の人にしてほしい支援は、「緊急時（病気、災害など）の手助け」、「日常の見守りや声かけ」はともに3割以上と高くなっています。



③ 日常生活の困りごと

日々の生活での悩みや不安をみると、「自分の健康」が61.6%と最も高く、次いで「家族の健康」(54.3%)、「地震や台風などの災害」(31.4%)となっています。

■ 日々の生活での悩みや不安

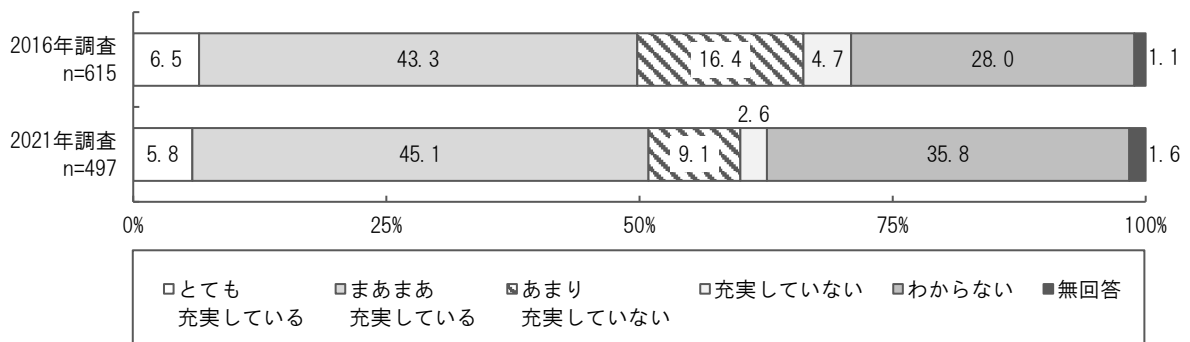


④ 町の福祉施策（サービス）の充実度

町の福祉施策（サービス）については、「まあまあ充実している」が45.1%と最も高く、次いで「わからない」(35.8%)となっています。

また、前回調査と比較すると、「あまり充実していない」と回答した割合が7.3ポイント低くなっています。

■ 志賀町の福祉施策（サービス）の充実度（経年比較）

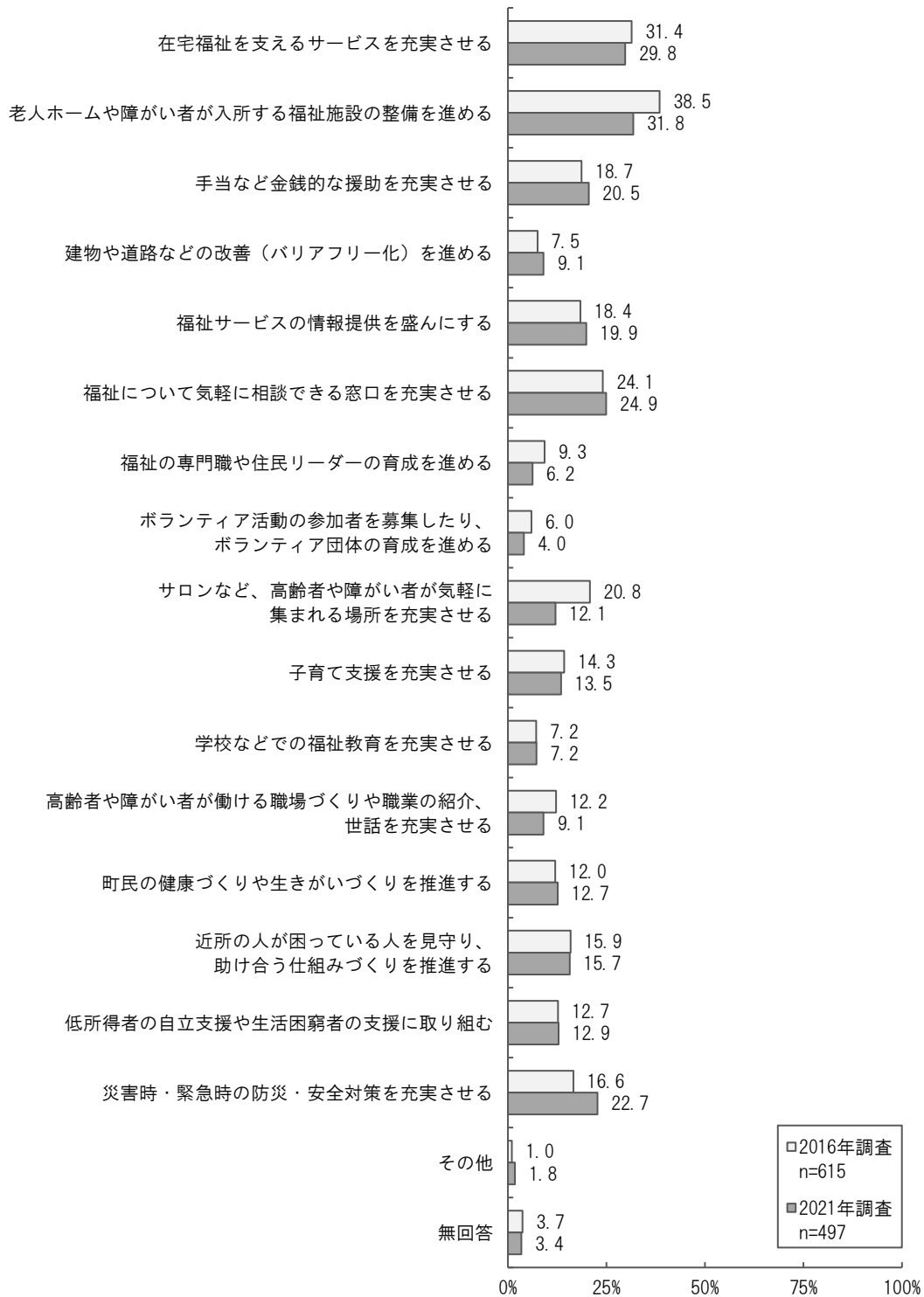


⑤ 町が取り組むべき福祉施策

今後、志賀町が取り組むべき福祉施策は、「老人ホームや障がい者が入所する福祉施設の整備を進める」が31.8%と最も高く、次いで「在宅福祉を支えるサービスを充実させる」(29.8%)となっています。

また、前回調査と比較すると、「災害時・緊急時の防災・安全対策を充実させる」が6.1ポイント高くなっています。

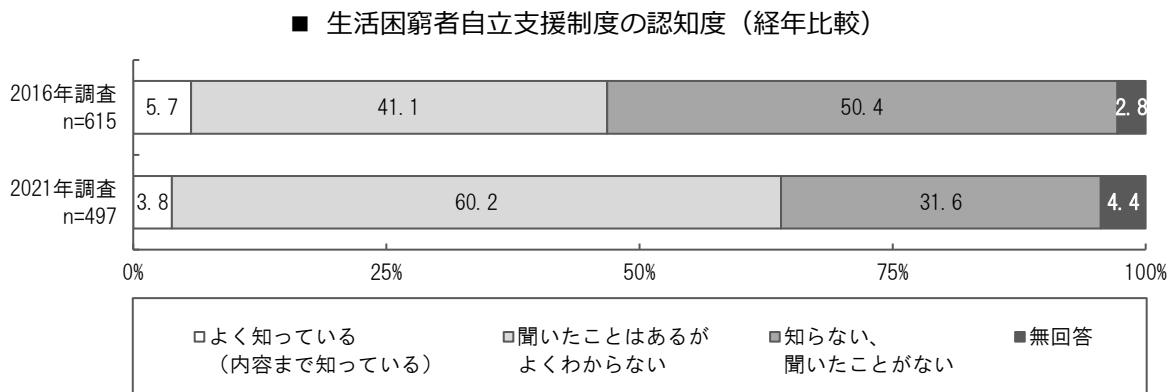
■ 志賀町が取り組むべき福祉施策（経年比較）



⑥ 生活困窮に関する内容について

生活困窮者自立支援制度については、「聞いたことはあるがよくわからない」が60.2%を占め、「よく知っている（内容まで知っている）」は3.8%に留まっています。

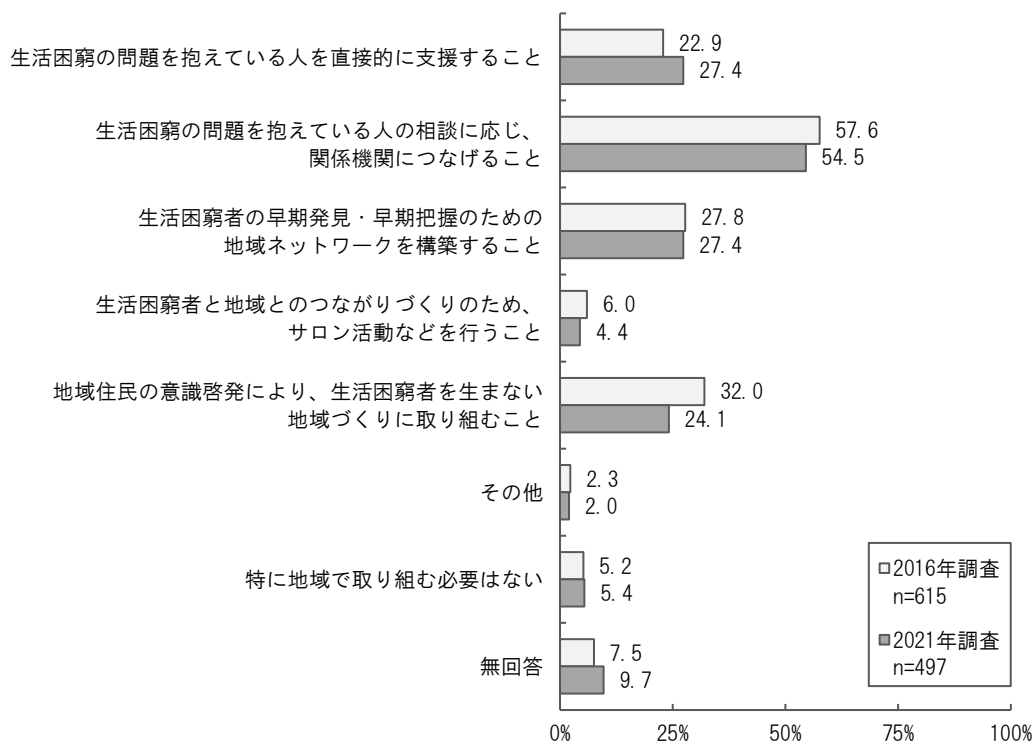
また、前回調査と比較すると、「聞いたことはあるがよくわからない」が19.1ポイント高くなっています。



生活困窮者に対し、特に地域で取り組むべきことは、「生活困窮の問題を抱えている人の相談に応じ、関係機関につなげること」が54.5%と最も高く、次いで「生活困窮の問題を抱えている人を直接的に支援すること」「生活困窮者の早期発見・早期把握のための地域ネットワークを構築すること」（各27.4%）となっています。

また、前回調査と比較すると、「生活困窮の問題を抱えている人を直接的に支援すること」が4.5ポイント高くなっています。

■ 生活困窮者に対し、特に地域で取り組むべきこと（経年比較）



4 計画策定における課題

第3次計画策定における課題として、次のとおり整理しました。

(1) 統計資料等からみた課題

課題1 人口・世帯数の減少に向けた対応

人口・世帯数はともに減少しており、三世帯世帯の減少及び核家族世帯や単身世帯の増加に伴い、1世帯当たりの人員も減少しています。

また、令和2年の地区別人口と平成28年の地区別人口を比較すると、すべての地区で減少しており、特に「福浦地区」「西浦地区」「稗造地区」の人口減少割合が高い状況です。

第2次計画の施策評価においても、地区によって若者の消防団への加入状況に差があることや、世話人の高齢化により、「そくさい会」の継続が困難な地域が生じてきているなど、地域のことを地域で支える力の低下が危惧されていることから、地域活動の担い手の確保や育成を進めていく必要があります。

課題2 少子高齢化の進展への対応

人口に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、県平均を大きく上回っています。また、単身世帯や夫婦のみ世帯も増加傾向にあります。

現在、町では地域の自主防災組織や民生委員・児童委員による日常的な見守り活動に加え、県ガス協会や日本郵便などの町民の生活に身近な事業者と地域協力協定を結び、見守りネットワークの構築・推進に取り組んでいますが、引き続き、日常的な見守り活動の取り組みを進めていく必要があります。

一方、子どもをめぐる状況をみると、出生数は減少傾向にあり、人口千人に対する出生率は県平均と比べて大きく下回っている状況です。

現在、町では子育て支援サービスの充実に努めるなど地域で安心して子育てができる環境の整備に取り組んでいます。今後も引き続き保護者のニーズに合わせた支援を進めていく必要があります。

課題3 支援を必要とする町民への対応

近年、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、社会的孤立、孤独死などの複合化・複雑化する課題が顕在化してきています。

複合化・複雑化する課題を抱える人を支援するには、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象者別の支援制度だけでは解決が困難です。そのため、包括的な支え合いのあり方を構築していくとともに、課題解決に取り組むことができる環境整備に努めます。また、支援を必要とする人に必要な支援が行き届くよう、情報提供や相談支援の充実に努める必要があります。

(2) 調査結果からみた課題

課題1 つながりが希薄化する地域社会への対応

近所付き合いについては簡素化、希薄化の傾向が示されており、日常的なつながりや助けあいの基盤が弱体化していることがうかがえます。年代に合わせ、近所付き合いをはじめのきっかけづくりを検討していくことが重要となります。

さらに、地域に関心をもち、助けあい・支えあいを促進するための意識啓発、場づくり及び知り合うきっかけづくり等、近所付き合いや助けあい・支えあいを促進するための方策が必要です。

課題2 助けあいとして、支援できること・してほしいことのマッチング

多くの住民にとって助けあいのできるものと、してほしいことの要望（日常の見守りや声掛け、緊急時の手助け、話し相手になること）は同じであることから、両者の思いを地域の中でどのようにしてつないでいくかが重要な課題となります。

課題3 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実

日々の生活での困りごと、悩みや不安については、健康、災害、経済的なことのほか、家族の介護に関する割合が高く、多岐にわたっています。いずれも個人で解決するより、地域や専門機関、町の福祉とのつながりをもって取り組んでいく必要があります。

また、地域生活の中での悩みごと等の相談先として、家族や身近な人以外の機関等を利用する人は少ないことから、地域で身近に相談できる機関の周知と強化が重要です。

課題4 災害等に備えた地域体制づくりの推進

災害時に備えて、避難路や避難場所、避難方法の周知徹底が必要です。また、緊急時への対応として、日頃から地域での交流する機会を設けるなど、近隣住民同士の関係性を構築しておくことが重要となります。

課題5 地域包括ケアシステムの充実

町の施策に対し一定の評価を得ていますが、今後も住民ニーズに基づくサービスの基盤の整備・充実に努め、利用満足度の高いサービスを提供することが求められます。また、必要な人に適切なサービスが提供できる体制の整備が必要となります。

課題6 包括的な支援の仕組みづくり

生活困窮者自立支援制度など、各種支援制度の認知度が低い現状にあります。支援の仕組みづくり促進のためには、支援のための制度と制度につなぐための相談機関・団体の周知が重要な課題となります。

これらを踏まえて、地域で活動する団体との協力・連携を図り、制度の狭間や複合化・複雑化する地域課題にも対応できる支援のあり方を検討する必要があります。

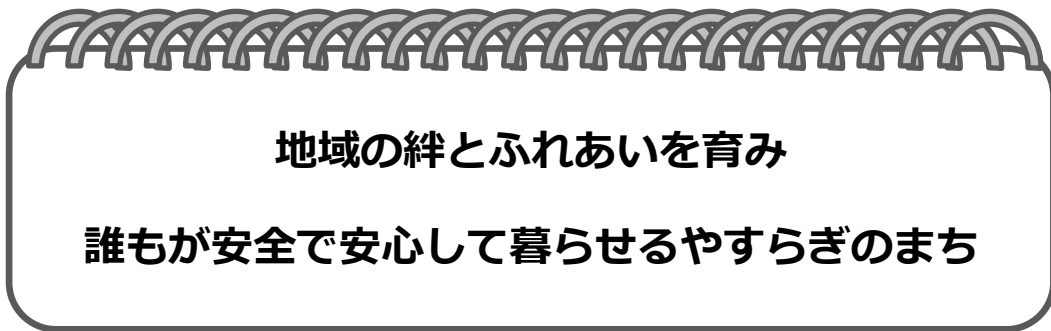
第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

志賀町では、第2次計画において、『地域の絆とふれあいを育み 誰もが安全で安心して暮らせるやすらぎのまち』を基本理念に掲げ、住民、地域、事業所、関係機関・団体、行政等が協働して、志賀町の地域福祉を推進してきました。

本計画の基本理念は長期的な理念であり、現時点においても目指すべき将来像として変わらないことから、第2次計画から掲げられている基本理念をこの第3次計画においても継続していくものとします。

《計画の基本理念》



人口減少や少子高齢化、家族構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、制度の狭間の問題や、複合的な課題を抱える世帯が増加傾向にあります。これからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、地域住民を含めた様々な主体の参加・協働による包括的な支援体制を構築していくことが求められます。

このため、住民、地域、事業所、関係機関・団体、行政等の協働を強化し、地域の絆とふれあいをさらに深化させるとともに、住民同士が互いに手を差しのべあい、支えあう地域づくりを推進していきます。

そして、地域住民の自助力や地域の共助力を高め、誰もが安全で安心して暮らせるやすらぎのまちを目指すものとします。

2 基本目標

本計画の理念である『地域の絆とふれあいを育み 誰もが安全で安心して暮らせるやすらぎのまち』を実現するために、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 人々のつながりの中で支えあう地域づくり

地域共生社会の実現のためには、地域に住む人同士が存在を認め合い、地域住民同士でつながりを持ち、支え合うことが重要です。

志賀町では、人口減少や世帯数の減少などに伴い、地域のつながりの希薄化が危惧されています。また、世話人の高齢化等により、「そくさい会」の活動数が減少しており、地域によっては継続が難しくなっている状況です。

そのため、隣近所・地域のつながりを大切にし、地域の中で支援が必要な人を見守りながら、地域で支えあう体制づくりを促進していくことが求められることから、支えあい活動の拡充や仕組みづくり、活動支援、活動の機会の充実等を推進します。

基本目標2 誰もが安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

誰もが地域で安全・安心で快適に暮らすためには、生活環境の向上のための地域づくりを進めることが重要です。

志賀町では、各地区において要支援者の避難訓練などの実施や、避難行動要支援者名簿を毎年更新するなど、災害に備えた活動を行うとともに、見守り活動・防犯活動などを通して地域の安全・安心なまちづくりを推進してきました。また、町民アンケートの結果等を踏まえてコミュニティバスのダイヤ改正を実施するなど、移動手段の利便性の向上に努めてきました。

今後も、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、地域ぐるみの防災・防犯活動をはじめ、子育てしやすい環境づくりやバリアフリー化、外出支援等の取り組みを推進します。

基本目標3 安心できる福祉サービスの提供

高齢者や障がいのある人など、地域で暮らす様々な人が生活に何らかの不安があっても、住み慣れた地域で相談できる人や必要な支援をしてくれる人がいることによって、安心した暮らしにつながります。

志賀町では、各種健康教室や健康フェア等を通じて、町民の健康づくりの意識向上、生活習慣改善を図るとともに、支援を必要とする人が安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と連携して一人ひとりに応じた、必要な福祉サービスの提供に努めてきました。

今後も、支援を必要とする人が福祉サービスを利用して、地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの充実と質の向上を図るとともに、情報提供や相談支援、権利擁護等の充実に取り組みます。

基本目標4 地域福祉の推進体制づくり

「自助」「共助（近助）」の取り組みを強化していくためには、地域福祉活動の担い手の育成や町民自身が地域福祉の主役となれるような仕組みを構築することが重要です。

志賀町では、平成30年度に認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置し、認知症サポーター養成講座を行い、理解者となるサポーターの増員を図るなど、各種養成講座や研修会を実施し、地域福祉の人材の育成に努めてきました。

今後も、町民一人ひとりが福祉を理解し実践できるよう、啓発活動や福祉教育の推進等により、福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。また、地域福祉の人材育成や関係機関のネットワークづくり等、地域福祉を推進するための基盤整備の充実を図ります。

3 重点施策の設定

本計画で定める施策の中でも、特に力を入れて推進していく施策を重点施策として、次のとおり示します。

重点施策1 地域で支えあう仕組みづくり

高齢化の進展や単身世帯の増加などに伴い、一人暮らしや介護を必要とする高齢者の増加、介護をする人、障がいのある人、子育て世代等の抱える課題、さらには、ひきこもり支援や生活困窮者に対する支援などの課題が複雑化・複合化しています。

住民の地域福祉への参加を促進するためには、福祉に関する関心を高めるとともに、地域の問題として捉えて支え合う仕組みづくりが必要です。

また、これらの地域ニーズに対応していくためには、個々の実情に応じたきめ細かな支援が必要となることから、専門性の高い人材の育成や資質の向上を図ります。

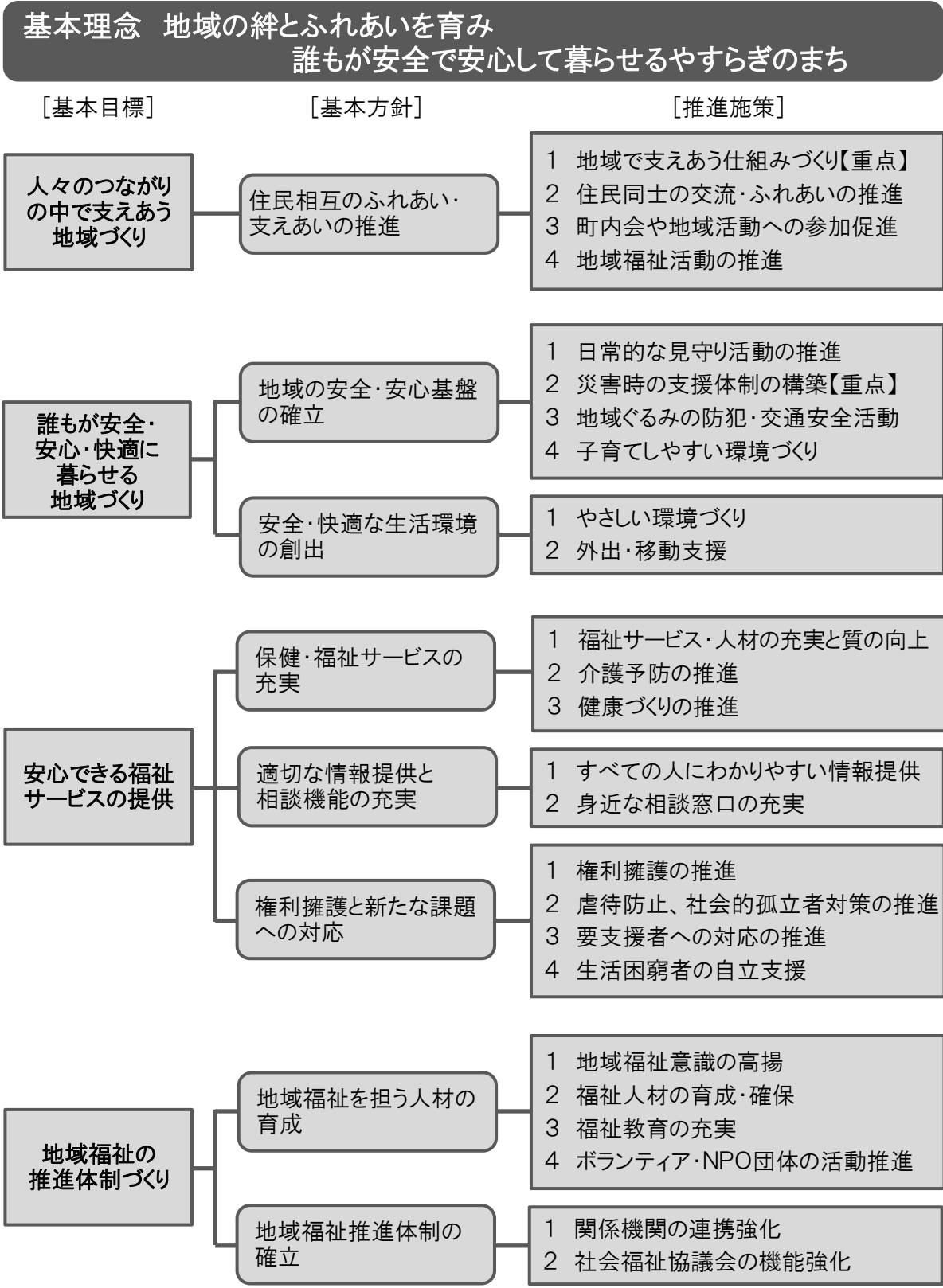
重点施策2 災害時の支援体制の構築

近年、地震や台風、集中豪雨などによる自然災害により、全国各地で大規模災害が発生しています。災害による被害を防ぐためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無によって、被害の規模が大きく左右されます。

そのため、自助、共助（近助）など、地域ぐるみで支援体制づくりを推進するとともに、避難時に支援が必要な要配慮者への具体的支援方策について検討を進めます。

4 施策の体系

本計画では、4つの基本目標、8つの基本方針に基づき、町民、地域、社会福祉協議会、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら取り組みを推進していくこととします。



5 取り組みの基本原則

(1) 自助・共助（近助）・公助の役割分担

少子高齢化の進行や家族構造の変化、人々の価値観の多様化等により、福祉的ニーズはますます増加し、多様化・複雑化しつつあります。

こうした増大するニーズに対し、まずは個人や家族が解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し（共助・近助）、地域で解決できない問題は行政が解決する（公助）、このような「自助」「共助・近助」「公助」の仕組みを地域でつくっていくことが求められています。

そこで、本計画においても施策の展開にあたっては、「自助・共助（近助）・公助」という考え方を町民と行政が互いに理解しあい、「自」、「共」、「公」それぞれの努力と役割分担による「協働」により取り組んでいくものとします。

■ 自助・共助（近助）・公助それぞれの努力と役割分担

「自」の努力 (住民の役割 = 自助)	○個人の自立 ○家族での支えあい ○共助（近助）・公助への参加・参画
「共」の努力 (地域の役割 = 共助・近助)	○地域社会における相互扶助 ○町内会・ボランティア・NPO等の活動による支援 ○民間によるサービスの提供
「公」の努力 (行政の役割 = 公助)	○保健・医療・福祉など公的制度によるサービス提供 ○町民の自主的・主体的な地域福祉活動の促進と支援

(2) 地域共生社会の実現を目指して

既存の様々な福祉制度や分野ごとの福祉施策では解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まり等、課題が顕在化してきています。

これらの地域課題に対して、制度・分野ごとの“縦割り”や、“支え手”“受け手”という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる取り組みを通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をとともに築く「地域共生社会」の実現を目指していきます。

また、従来の分野別の支援体制では、制度の狭間で孤立している方への支援が困難になってきています。この実情に対応するために、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する体制（重層的支援体制）づくりに向け、検討を進めていきます。

(3) 担い手の役割と協働

地域福祉の推進にあたっては、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組みを進めていく必要があります、各担い手の役割は、次のように整理されます。

■ 各担い手の役割

志賀町社会福祉協議会	社会福祉協議会は、地域福祉活動の実践、総合調整機関として、町内会や民生委員・児童委員など、関係機関・団体との連携を一層強化し、多くの町民の参加を得ながら活動の活性化を図ることが期待されます。
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、支援を必要とする人の把握や相談支援活動を一層充実させ、担当地区町内会や社協・町との連携強化により、地域福祉推進役・調整役としての活動が期待されます。
社会福祉事業者 (社会福祉施設)	社会福祉事業者(社会福祉施設)は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透し、地域に開かれた施設になることが期待されます。
ボランティア団体・NPO	ボランティア団体・NPOは、多くの町民の参加を得ながら地域福祉活動の実践及びその活動を通じて、町民の福祉を向上させることが期待されます。
町内会(地縁組織)	町内会(地縁組織)は、地域社会の基礎的な共同体として町民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。
行政(志賀町)	行政は、公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取り組みの基本方向などを町民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動の支援を行います。また、計画推進に向けた調整、管理を担います。 消防機関は、地域に密着した防災機関として、地域住民への防火・防災意識の普及活動を行い、地域の防災力を向上させます。

第4章 施策の展開

本章では、第3章で示した施策の体系に基づく推進施策の具体的内容を示します。

施策の展開にあたっては、各施策を実施する活動主体を想定し、それぞれの努力と役割分担による「協働」により取り組むものとしします。

本章で位置づける活動主体は次に示すものとしします。

■ 活動主体

町民	地域住民
地域組織	地域組織：町内会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ等
社協	志賀町社会福祉協議会
事業者	サービス事業者、NPO法人、社会福祉法人、町内の企業や商店等
町	志賀町 (地域包括支援センターや地域子育て支援センター等も含む)

基本目標 1 人々のつながりの中で支えあう地域づくり

1 住民相互のふれあい・支えあいの推進

(1) 地域で支えあう仕組みづくり【重点施策】

地域で支えあう仕組みづくりや地域での見守り・声かけ運動など、誰もが社会との絆を感じながら安心して生活できる基盤の構築を図ります。

① 地域支えあい体制づくり

- 町内会と民生委員・児童委員、老人福祉員等が連携し、情報を共有しつつ要支援者の把握に努めます。また、未実施地区においても、活動が広がるよう検討、推進します。
- 民生委員が収集した要支援者情報や障害者手帳情報等をもとに、要支援者情報を一元化したシステムを構築し、地域の見守り等に活用します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○		○

② 地域住民、事業者の協力による見守り支援体制の構築

- 隣近所における日頃の見守りや声かけによる安否確認を行います。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○			○	

- 町内で見守りが必要と思われる一人暮らし高齢者の日々の安否確認を行うため、福祉員を配置し見守り体制を強化します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○			○

③ あいさつ運動の実施

- 地域における関係づくりの基本となるあいさつ運動を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

④ 住民同士の支えあい意識づくり

- 日頃から、隣近所とあいさつをはじめ、色々な交流をもつことで気軽に話し合える関係をつくります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			

(2) 住民同士の交流・ふれあいの推進

住民同士のふれあいを深めるため、すべての住民が参加できる行事等を企画・開催するとともに、地域住民が気軽に集い、ふれあう機会の拡充に努めます。

① 地域行事への参加促進

- 地域のレクリエーションや清掃活動、防災訓練等への積極的な参加を促進します。
- Uターンで故郷に戻ってきた人や、Iターンで新たに志賀町に移住してきた人が地域にとけこみ、新たなコミュニティの担い手になるよう受け入れ体制づくりを行います。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

- 広報「しか」や回覧版、「しかチャンネル」等を通じて、地域行事についての情報をわかりやく発信します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

- 町ホームページ等を通じて、地域行事に参加しない人への情報提供や声かけを推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

② 伝統行事への積極的参加

- 多世代交流や地域の人とふれあうことのできる場として、地域の伝統行事、祭りの継承と参加を呼びかけます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

③ 高齢者や障がいのある人の参加促進

- 文化やスポーツ活動、交流活動等を通じて、高齢者や障がいのある人の社会参加を促進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○		○

④ 世代間交流の推進

- 園児・児童から生徒、青・壮年団、女性団体、高齢者までがふれあう機会として、様々な世代間交流事業を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

⑤ 第2世代のふるさとづくり

- 進学や就職などで志賀町を離れる人々に、故郷に関する情報の発信や行事を開催するなど、いつでも故郷を身近に感じられるような仕組みづくりについて検討を進めます。
- 町外で生まれ育った人々に志賀町を新たな故郷として認識し、愛着を感じてもらえるような仕掛けづくりを町民や事業者と協働のもとに検討を進めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○			○	○

(3) 町内会や地域活動への参加促進

町内会活動への参加をはじめ、消防団や自主防災組織、子ども会、女性団体、老人クラブなど、地域活動への参加促進を図ります。

① 町内会への加入促進

- 町内会の未加入者や新規転入者に対し、町内会加入についてのPRを行い、加入率の向上を目指します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

② 魅力ある活動の推進

- 魅力ある行事や活動により、住民同士の交流・親睦を深めます。
- 魅力ある活動を推進できるよう町内会活動の支援を行います。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

③ 消防団、自主防災組織、子ども会、女性団体、老人クラブ等への加入促進

- 若者を中心に消防団への加入を促進し、団員数の増加を目指します。
- 自主防災組織の未結成地区における結成や防災士の育成を推進し、地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。
- 子ども会や女性団体、老人クラブへの加入促進に努めるとともに、中核となる人材の育成など、組織力の強化を図ります。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

(4) 地域福祉活動の推進

地域住民が主体となって高齢者への支援を行う地域介護予防活動支援事業「そくさい会」や地域福祉推進チームの活動を推進します。

また、地域の人が気軽に集える場所づくりや地域の人々の交流活動を推進します。

① そくさい会の充実

- 小地域で実施される「そくさい会」の活動を支援し、高齢者の閉じこもり予防や介護予防を図るとともに、ボランティア活動の場や世代間交流の場としての活動を推進します。
- 未実施の地区については、実施に向けて積極的な支援に努めるとともに、世話人の負担軽減等について社会福祉協議会と連携して検討を進めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○		○

② 地域福祉推進チームの支援

- 民生委員・児童委員を中心に、老人福祉員、保健推進員、老人保健ビジター、食生活改善推進協議会等が連携して、地域の高齢者に対して各種サービスの提供を行う地域福祉推進チームの活動を支援します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○		

③ サロン活動の推進

- 地域の人が気軽に集い、交流や仲間づくりを行う場として、子育てサロンや高齢者のサロン活動を推進します。
- 地域で独自に取り組んでいる交流活動を支援します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○		○

④ 既存施設や空き施設の有効活用

- 既存施設や空き施設について、地域住民のふれあいの場や介護予防事業など地域福祉活動の拠点として活用可能な整備により、有効活用を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

基本目標 2 誰もが安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

1 地域の安全・安心基盤の確立

(1) 日常的な見守り活動の推進

人口減少や高齢化の進行に伴い、高齢者のみで暮らす世帯や要介護状態の高齢者、認知症の高齢者等が増加傾向にあり、今後、支援や見守りの必要性がさらに高まることが予測されます。

このため、地域の関係者・関係組織をはじめ、住民の生活に身近な事業者、ボランティア等が相互に連携して、日常的な見守り活動を展開し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

① 日常的な見守り活動の推進

- 地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等により、日頃から要支援者への見守り活動を行うことにより、災害時の支援が円滑にいくよう取り組んでいきます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

② 見守りネットワークの構築

- 郵便局や新聞配達、牛乳配達、電気・水道の検針員といった住民の生活に身近な事業者と協力して、一人暮らしや高齢者世帯等の見守り体制の強化を図り、異変を感じた場合は、町や社会福祉協議会等へ連絡できるような体制づくりに努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

③ 高齢者見守りSOSネットワーク事業の推進

- 認知症高齢者等が徘徊等により行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期発見できるよう、関係機関との連携体制を構築し、認知症高齢者等の生命及び安全並びにその家族への支援を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

(2) 災害時の支援体制の構築【重点施策】

大規模な災害発生時においては、行政の対応が個々の地域にまで即時に行き届かないことが想定されることから、自助、共助・近助など地域における防災体制を構築しておく必要があります。

このため、行政と地域が協力して避難行動要支援者の情報を把握する仕組みや近隣、地域ぐるみの避難支援体制づくり等を推進します。

① 地域防災活動の推進

- 町民の防災に関する意識を高めるため、広報「しか」や町ホームページ、「しかチャンネル」、メール、SNS等を活用して、町民への啓発や情報提供を充実します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○				○

- 自主防災組織の役割と必要性を啓発し、結成を働きかけます。
- 既に自主防災組織が結成されている地区においては、防災訓練を実施し、災害に備えます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

② 避難行動要支援者の支援

- 避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、避難行動要支援者本人からの同意を得て、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、災害時の避難支援や安否確認等に有効活用します。
- 避難行動要支援者一人ひとりの避難支援等が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者に関する避難支援等について定めた個別計画の策定に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○		○

③ 地域ぐるみの避難支援

- 災害発生時において、地域住民や自主防災組織等が協力して、避難行動要支援者や要配慮者の避難誘導並びに支援を行います。
- 土砂災害ハザードマップや津波災害ハザードマップ等に基づき、地域で高齢者や障がいのある人等を災害から守るための対応を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

(3) 地域ぐるみの防犯・交通安全活動

高齢者や障がいのある人、子ども等を犯罪や交通事故等から守るため、地域の中での啓発や見守り、声かけを日常的に行うなど、地域の防犯力の向上や地域安全活動の推進に努めます。

① 防犯意識の高揚

- 悪質商法等の被害に遭いやすい高齢者等を対象に、羽咋警察署、志賀町防犯委員会等と連携した防犯講座を開催し、高齢者の防犯に関する意識を高めます。
- 羽咋警察署の協力により、小・中学校での防犯教室を実施し、子どもたちの防犯に関する意識を高めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○				○

② 地域の防犯活動の推進

- 子どもたちの登下校時等の安全確保のため、地域住民による「見守り隊」の活動を推進します。
- 一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ等を行う地域ぐるみの防犯活動を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

③ 犯罪の発生防止に配慮したまちづくり

- 通学路や公園等における防犯灯の設置とともに、道路や公園、公共施設の整備においては、防犯的視点を取り入れた整備を推進し、犯罪の発生防止に配慮したまちづくりを推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
					○

④ 交通安全意識の高揚

- 子どもや高齢者等の交通弱者を交通事故から守るため、保育園や小学校、老人クラブ等において交通安全教室の実施を推進します。
- 高齢ドライバーに対し、安全運転の啓発を推進します。
- 高齢者の運転による交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

⑤ 地域の交通安全活動の推進

- 志賀町交通安全協会、志賀町交通安全母の会、志賀町街頭交通推進隊、見守り隊など、地域に根ざした交通安全活動を今後も継続し、地域の交通安全確保に努めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
		○			○

(4) 子育てしやすい環境づくり

すべての子どもが健やかに育ち、地域全体で子どもの成長を支援する環境づくりを推進するとともに、子育てを地域全体で支える仕組みの強化を図ります。

① 地域における子育て支援の充実

- 「すくすく子育て相談」や「げんキッズ広場」、「ゆう遊クラブ」等の子育て支援事業の周知と参加を呼びかけ、地域で安心して子育てができる環境の充実に努めます。
- 子育てに関する情報提供や相談体制等の充実を図り、育児の孤立化を防止し、子育ての不安感、負担の軽減に努めます。
- 地域における子育て支援機能の充実を図るため、「わくわく広場」などを継続して推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○		○	○

② 子育て支援サービスの充実

- 町民の多様な保育ニーズに応えるため、今後も全保育園における延長保育や障がい児保育の実施など、各種の保育サービスの充実に努めます。
- 子どものショートステイ・トワイライトステイ、放課後児童クラブ事業、ファミリー・サポート・センター事業等の充実を図り、働きながら子育てをする家庭の支援を推進します。
- 発達障がいをもつ子どもの「発達支援」や「放課後等デイサービス」等の障がい児通所施設の充実を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体				○	○

③ 子育て支援のネットワークづくり

- 保護者同士のネットワークのほか、行政、関係機関との支援ネットワークの充実を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			○

④ 児童虐待の防止

- 関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークの機能強化を図るとともに、地域全体で監視する体制づくりを推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○	○	○

- 児童虐待の予防及び早期発見に向けて、教育機関、相談機関、医療機関の代表者から構成される「要保護児童対策地域協議会」で協議しながら、子どもへの虐待防止・対応に取り組めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

○オレンジリボンキャンペーン等を通して、児童虐待防止の普及啓発を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
					○

⑤ 声かけ・あいさつ運動の推進

○「見守り隊」の活動をはじめ、大人たちが子どもたちに進んであいさつや声かけをすることで、地域全体で子どもたちを育む取り組みを推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			

⑥ 子育てに関する世代間交流の推進

○保育園等において、季節行事や伝承遊び等を通じた高齢者と園児との世代間交流を推進します。

○中学生、高校生の子育て支援に関わるボランティア活動の推進や、中学2年生の「わく・ワーク体験」等を通じて、子育てについての理解を深めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○				○

2 安全・快適な生活環境の創出

(1) やさしい環境づくり

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての町民が安心して快適に生活するために、公共施設などにおけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に基づくまちづくりを推進します。

① 公共施設のバリアフリー化

○歩道の拡幅や段差解消など、すべての人にとって安全な歩行空間づくりを推進します。

○公共施設等について、スロープの設置や身体障がい者用駐車場、オストメイト対応トイレ等の整備を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
					○

② 良質な住宅の整備

○介護を要する高齢者や身体障がい者の居住する住宅のリフォーム（改修）に対して費用を助成します。

○子育て世帯や住民ニーズに応じた新規公営住宅の整備を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
					○

③ 公園の整備・維持管理

○公園の新設や改修にあたっては、バリアフリーに配慮した整備を図ります。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
					○

○誰もが快適かつ安全に公園を利用できるよう、住民参加による公園の管理を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

(2) 外出・移動支援

高齢者等が買物や通院、趣味の活動等、生きがいをもって自立した生活を送るためには、移動手段の確保が必要です。志賀町には鉄道がないため、バス交通が重要な交通手段となります。

そのため、利用者のニーズに応じて路線の改編やダイヤ改正を行うなど日常生活に必要な移動手段の利便性の向上を図ります。

① 公共交通の充実

- 町民や利用者のニーズを的確に把握し、コミュニティバス・路線バスの体系の整備・充実を図るとともに、バス交通相互の連携強化により利便性の向上を図ります。
- コミュニティバスの利用が少ない地域については、デマンド交通等の新たな公共交通のあり方を検討します。
- 必要に応じて、コミュニティバスにノンステップバスの導入を図り、高齢者や障がいのある人等が移動しやすい環境を整備します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
				○	○

② 外出支援の充実

○高齢者や障がいのある人の行動援護や移動サービスの周知と利用促進を図り、外出時の支援を行います。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○	○	○

○地域ぐるみで道路の清掃や除雪に努め、歩きやすい歩行環境を創出します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

基本目標3 安心できる福祉サービスの提供

1 保健・福祉サービスの充実

(1) 福祉サービス・人材の充実と質の向上

高齢になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるよう、福祉サービス事業者と連携し、利用者のニーズに合ったサービスの充実と質の向上に努めるとともに、福祉サービスの適正化やサービスに関わる職員の確保及び資質向上を推進します。

① ニーズに合った福祉サービスの提供

○保健・福祉サービスに関するニーズ調査の実施等により、サービス利用者の意向を把握し、高齢者、障がいのある人、児童等に関するサービスの質的向上を図ります。

○利用者の求める多様な介護サービスの供給体制の充実に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○	○	○

② 必要な施設サービスの確保

○介護保険施設や老人ホーム、障がいのある人が入所する施設整備について検討し、必要な施設サービスの確保に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体				○	○

③ 福祉サービスの適正化

○サービス利用者が事業所を適切に選択できるよう、事業者による情報提供やサービスに対する評価（自己評価、第三者評価）を促進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○	○	○

○町が指定する事業者に対する指導・監督に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

④ 新規サービスの開発支援

○地域の福祉ニーズに応じて、多様で柔軟な福祉サービスが展開されるよう、事業者や地域組織等による新たな福祉サービスに対する支援を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

⑤ 専門職の研修機会の充実

○県や関係団体等と連携し、介護支援専門員や介護サービス等に関わる事業所の職員の資質向上に向け、研修等の機会の確保に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○	○	○

⑥ 人材の確保

○外国人の雇用やICT活用における助成制度等の情報提供を行い、支援を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体				○	○

(2) 介護予防の推進

健康寿命の延伸を目指して、介護予防事業等の推進により、町民の健康の維持増進に取り組みます。

① 介護予防施策の充実

○広報「しか」や「しかチャンネル」のほか、各種健診の機会等を利用して、介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○				○

○認知症が疑われる人の早期診断・早期対応に向けた支援体制（認知症初期集中支援チーム）を構築し、家族支援などの初期支援や自立生活のサポートを図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○		○	○

○公民館や地域の高齢者福祉施設等で開催している介護予防教室や予防事業への高齢者の参加を推進します。

○身近な地域に、誰もが参加しやすい介護予防の場づくり（地域サロン等）を推進します。

○自主的に介護予防活動に取り組んでいる住民グループ（そくさい会）の育成や活動支援を継続します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○	○	○

② 介護予防に関する人材育成

○介護予防に関する地域活動組織を育成するため、認知症サポーター養成講座の開講とサポーターの育成を継続して推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

③ 生きがいつくりの推進

- 高齢者の生きがい対策として羽衣大学（講演等）を開催します。
- 高齢者の職能を活かす活動やシルバー人材センターへの登録、ボランティア等への参加を推奨します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		○

(3) 健康づくりの促進

町全体の活力向上のためには、町民一人ひとりが心身ともに健康に生活していくことが大切です。

そのため、若い頃から健康に対する意識をもって早期に取り組むよう、健康づくり支援の充実に努めます。

① 保健サービスの充実

- 各種健診の充実や疾病を予防するための健康講座の開催、健康相談等での町民の健康の保持増進を図り、保健サービスの充実に努めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○				○

② 健康づくりの推進

- 「志賀町健幸教室」や健康教育（ヘルスアップ教室）等の充実に図り、日常生活における町民の健康づくりを推進します。
- 「健康フェア」や学校、職場、生涯学習の機会を通じて、町民の健康づくり意識の普及啓発を図ります。
- 健康づくりを推進する自主的グループやリーダーを育成・支援し、自主的に健康づくりに取り組む町民の増加を図ります。
- 金沢大学との連携事業である「志賀町健康づくり推進事業」に今後も継続して取り組み、生涯一貫型の予防と健康づくりにより、日本一健康なまちを目指します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

③ 地域ぐるみの健康づくり

- 町内会や老人クラブ等の各種団体を対象として、健康づくりに関する出前講座や学習会の企画・開催を推進します。
- 志っはり体操やシルバーリハビリ体操、いきいき百歳体操等の普及を図ります。
- 生活習慣病の重症化予防と高齢者の特性を踏まえたフレイル予防による視点での「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けた取り組みについて、関係部署との検討を進めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

④ 地域医療の充実

- 地域で安心して安定的に医療が受けられるよう、保健・医療・福祉サービスの連携強化を図り、地域医療の充実に努めます。
- 富来病院と志賀クリニックについて、持続可能で地域住民に利便性の高い病院経営を目指すため、民間が有する経営ノウハウや高度な医療資源を活用できるよう指定管理者制度の導入等を検討します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体				○	○

2 適切な情報提供と相談機能の充実

(1) すべての人にわかりやすい情報提供

町民に地域の状況を把握するためには、適切な情報提供が必要となります。年齢や障がいの有無等に応じて情報提供方法を工夫するなど、わかりやすく伝わりやすい情報提供に努めます。

① 情報提供体制の充実

- 広報「しか」や町ホームページ、「しかチャンネル」、「しかふくし」（社協広報誌）等を通じて、福祉に関する情報を提供するとともに、内容の充実に努めます。
- 町民が情報を入手しやすいよう、役場窓口をはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、利用が多い場所に情報を集約します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

- 各種の会合や老人クラブ等の集まり、出前講座等の機会を利用して、福祉に関する情報を提供します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○		○

② 障がいのある人への情報提供

- 目や耳に障がいのある人には、手話・要約筆記通訳等の手段により、福祉に関する情報をわかりやすく提供します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○	○	○

- 広報「しか」やホームページ等で情報提供する際には、文字の大きさや配色に配慮します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

③ 情報の取得が困難な人への対応

○障がいのある人や一人暮らし高齢者など、情報の取得が困難な人に確実に情報を提供するため、直接顔を合わせる対面式による提供に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

(2) 身近な相談窓口の充実

総合相談所を中心とした相談支援体制の強化を図るとともに、利用者が使いやすい窓口機能の充実や相談窓口の連携を図ります。

また、相談員研修の実施により、相談員の資質や専門性の向上に努めます。

① 総合相談所の窓口機能の充実

○障がい者福祉相談、ひとり親家庭相談等の各種相談窓口との連携を図り、適切な指導や支援、または専門機関へつなぐことができるよう、総合相談所の周知や窓口機能の充実を図ります。

○相談内容から地域の課題を分析して、今後の福祉サービスに活かせるように努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

② 地域の相談機能の充実

○民生委員・児童委員を中心とした、地域住民に身近で相談しやすい窓口的役割の充実により、地域の福祉課題の早期発見・早期解決に努めます。

○障がいを理由とした差別解消の周知に取り組むとともに、相談対策機関として「羽咋郡市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、広域的な問題解決機関と連携し差別解消を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

③ 訪問相談の推進

○自ら関係機関に出向いての相談ができない人のために、在宅で相談が受けられる取り組みを推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

④ 生活保護対象者への対応

○就労が困難な人や無年金高齢者等の自立に向けた相談体制の整備に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○		○

⑤ 相談員研修の推進

○総合相談員や相談受付の担い手となる人の資質向上を図り、適切な対応と助言ができるよう、相談員を対象とした研修を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

3 権利擁護と新たな課題への対応

(1) 権利擁護の推進

すべての町民の権利や財産が保護され、安心して暮らしていくことができるよう、制度の周知を進めていくとともに、支援を必要とする人が適切に利用できるよう取り組みを進めます。

① 日常生活自立支援事業の周知と利用促進

○認知症高齢者など、判断能力が不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

② 成年後見制度の周知と利用促進

○成年後見制度の広報・啓発に努め、制度の利用を促進します。また、認知症高齢者など、支援が必要と判断される場合には、成年後見制度利用への支援を行い、高齢者の権利擁護を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

③ 悪質商法対策の推進

○悪質商法から高齢者や障がいのある人等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○	○	○

○地域の中での被害の未然防止に関する啓発や見守り、声かけを行います。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○			

(2) 虐待防止の推進

子どもや高齢者などに対する虐待を防ぐため、関係機関と連携して虐待と思われるケースの早期発見に向けた情報共有や支援の体制整備に努めます。

① 児童、高齢者、障がいのある人、女性に対する虐待への対応

○高齢者や障がいのある人の虐待を防止するため、志賀町高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を中心として、虐待防止の広報・啓発活動や虐待の早期発見及び対応に努めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○	○	○	○

○虐待問題やDV防止法の理解を促進するために、意識啓発・広報を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
					○

○地域住民は、民生委員・児童委員と協力し、児童虐待や高齢者虐待の早期発見、援助に努めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			

(3) 社会的孤立者支援の推進

課題を抱えた人が地域から孤立しないよう関係機関と連携して、それぞれの活動に通じた見守り体制の強化を図ります。

① 孤立・孤独死への対応

○閉じこもりがちな一人暮らしの高齢等者の見守り活動により、社会的孤立や孤独死の予防に努めます。

○町は、これら活動の推進に向け、必要な支援を行います。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○	○	○	○

○一人暮らし高齢者が公民館等の地域活動へ参加できるよう働きかけ、孤独死の防止等に役立っています。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○			○

② ニート・ひきこもりの防止に向けた取り組み

- ニートやひきこもりといった困難を有する子どもや若者の育成支援に関する広報・啓発活動や情報提供を行い、地域全体の理解・協力を促進します。
- 能登中部保健福祉センター・羽咋地域センターで開催されている「ひきこもり家族教室」の周知や相談支援など、関係機関との連携により、当事者や家族を支援していきます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		○

(4) 要支援者への対応の推進

地域で支援を必要とする人の情報を正確に把握するとともに、要支援者に対して必要な情報の提供に努め、要支援者の社会的自立に向けた支援を推進します。

① 要支援者の把握

- 福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等については、町内会と民生委員・児童委員、老人福祉員等が連携し、情報を共有しつつ要支援者の把握に努めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○	○		○

② 要支援者に関する情報の連携

- 民生委員・児童委員、老人福祉員など関係者の連携を密にし、個人情報保護に配慮しながら、要支援者の情報を共有・交換し、適切な援助に向けて取り組みます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○	○		○

③ サービスの狭間の解消

- 制度の狭間でサービスが受けられない人については、分野を超えた支援策を検討します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○	○	○

- 支援を必要とする人の日常の困りごとに対して、地域でできることは地域ぐるみで助けあいます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
	○	○	○		

④ 自殺予防対策

- 広報「しか」等において、自殺や精神疾患についての正しい知識の啓発普及を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
					○

⑤ 社会的自立の支援

○ひとり親世帯や社会的ひきこもり、生活困難者等について、自立更生に必要な相談や指導等を行うとともに、地域活動への参加促進と地域での支えあいの中で自立を支援します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○	○	○		○

⑥ 再犯防止に向けた支援

○罪を犯した人の再犯防止や社会復帰につなげるための広報・啓発活動を推進し、立ち直りを支える環境づくりに努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

(5) 生活困窮者の自立支援

生活上問題を抱えている人に対して、能登中部保健福祉センターと連携して個々の状況に応じた就労支援や生活支援等を行うことにより、生活の安定と経済的自立に努めます。

① 生活困窮者の実態把握

○生活保護に至る前の自立支援につなげるため、町内会や民生委員・児童委員、関係機関等を通じ、地域での見守りの中で生活困窮者の早期把握に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○		○

○対象者の早期発見のため、庁内関係部局、社会福祉協議会、障害者相談支援事業者、地域包括支援センター、民生委員・児童委員等による生活困窮者の発見のためのネットワーク構築を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

② 生活困窮者に関わる相談支援体制の充実

○職を失うなどして生活困窮に陥った場合等に、できるだけ早く相談し、自立までを包括的・継続的に支援を受けられる相談支援体制の構築を目指します。

○県能登中部保健福祉センターやハローワークと連携した就労支援により、生活困窮者の経済的な自立を促します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

基本目標4 地域福祉の推進体制づくり

1 地域福祉を担う人材の育成

(1) 地域福祉意識の高揚

人権週間、障害者週間等の各種強調週間・月間等を利用した啓発や福祉体験、福祉に関するイベント等の開催により、町民の地域福祉に対する意識の高揚を図ります。

また、障がいのある人に対する理解促進に向けた継続的な広報・啓発を推進します。

① 福祉に関する広報・啓発の推進

○広報「しか」や町ホームページ、「しかふくし」(社協広報誌)を通じて地域福祉に関する広報・啓発事業を推進します。

○「障害者週間」や「障害者の日」における啓発活動を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

② 福祉体験講座等による福祉意識の高揚

○地域において、福祉体験講座、ボランティア体験、高齢者や障がいのある人、子どもとの交流事業を実施し、町民の福祉意識の高揚を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体	○		○	○	○

③ 福祉に関するイベント等の開催

○町民の地域福祉への意識を高められる行事やイベントの開催を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

④ 障がいのある人等に対する理解促進

○障がいのある人や認知症の人への理解促進に向けた啓発を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

⑤ 地域交流活動の推進

○障がい者施設等で開催されるフリーマーケットやイベント等を開催するなど、地域住民と障がいのある人との交流を深め、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○		○	○

(2) 福祉人材の育成・確保

見守りや安否確認など、身近な地域福祉活動を行う人材の育成・確保を図るとともに、住みよいまちづくりの実現に向けて、サポーターの養成に取り組みます。

また、地域に潜在する人材の地域福祉活動への活用を推進します。

① 地域福祉のリーダーの育成

○町内会役員や民生委員・児童委員など、地域福祉活動のキーパーソンとなる人材について、研修会等を通して地域福祉のリーダーとして養成していきます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

② 認知症サポーターの養成

○認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成を推進します。

○チームオレンジの設置を進めるとともに、メンバーが活動しやすい体制づくりの整備に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

③ 志っ祭りサポート隊の養成

○高齢者宅のごみの分別、ごみ出し、灯油入れ、電球の交換等、近所宅の簡単な手伝いを行う志っ祭りサポート隊の養成を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

④ 地域に潜在する人材の有効活用

○地域における福祉人材の確保を図るため、退職者等の知識・経験等を活かす仕組みづくりや人材バンクの設置等について検討します。

○保健師や看護師、保育士、介護福祉士等の有資格者で、その職に就いていない人材について、地域福祉活動への有効活用を検討します。

○認知症地域支援推進員や認知症生活支援コーディネーター、障がい者相談員等を人的資源として活用できるよう、地域福祉活動への参加を促していきます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○		○

⑤ 高校生、大学生等による地域福祉活動の促進

○高校生や大学生など、若い世代が地域福祉活動に参加するきっかけとなる場づくりや情報提供を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

(3) 福祉教育の充実

多様性を認めあいながら思いやりや助けあい、支えあいの心が育まれるよう、学校における福祉教育のほか、地域の中で、誰もが様々な場・機会を通じて、福祉について学ぶことのできる地域づくりに努めます。

① 児童、生徒の福祉教育の充実

- 小中学校や高校において、「出前ぼらんていあ講座」や福祉関係団体との交流会等を開催し、福祉教育の充実を図ります。
- ボランティア協力校の指定やジュニアボランティア体験等、ボランティア活動への取り組みを通して福祉教育を推進します。
- 障がいのある児童・生徒との交流活動を推進し、子どもの頃から障がいのある子どもに対する理解と認識を育みます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○	○	○

② 福祉体験学習の推進

- 夏休み等を利用して、子どもたちの福祉体験活動や社会奉仕活動等の機会の充実を図ります。
- 保育園、子育て支援センター等において、中高生を対象とした子育て体験学習を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

③ 福祉教育サポーターの養成

- 地域住民による福祉教育サポーターを養成し、小中学校での出前福祉教育「出前ぼらんていあ講座」の充実を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

④ 生涯学習による福祉教育の推進

- 誰でも参加しやすい入門講座や実践的な福祉学習講座の開講など、町民の福祉学習の機会充実を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○		○

(4) ボランティア・NPO団体の活動

既存のボランティア団体やNPO団体の活動を推進し支援するとともに、ボランティア養成講座の開催やボランティアリーダーの養成等を通じ、ボランティアの育成を推進します。

① ボランティア・NPO団体の活動支援

○地域福祉活動を行うボランティア団体やNPO団体に対し、情報提供や活動の場の充実など、活動支援の充実を図ります。

○広報「しか」や「しかふくし」(社協広報誌)、町ホームページ等において、ボランティア団体やNPO団体の活動内容を広く紹介し、魅力を発信します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○	○	○

② ボランティア養成講座の実施

○傾聴ボランティアや災害ボランティア等の養成講座を開催し、ボランティアの必要性や意義について理解を促し、町民のボランティア活動への参加を促進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		○

③ ボランティアリーダーの養成・支援

○ボランティア活動への取り組み方法やグループの育成及び運営方法等の習得を目的とした研修会や講習会を開催し、ボランティアリーダーの養成に努めます。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		○

④ ボランティアセンターの機能強化

○ボランティアに関する情報提供や担い手と受け手を結びつけるコーディネート体制の整備など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		○

⑤ 専門ボランティアの育成・確保

○手話通訳や要約筆記、点字訳、外出介助を行うボランティアなど、専門的な技術を必要とするボランティアの育成・確保を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		○

2 地域福祉推進体制の確立

(1) 関係機関の連携強化

保健・医療・福祉の3分野はもとより、福祉を進める様々な機関・団体間の連携強化を推進し、情報を共有しながら、サービスの提供や課題の解決に取り組みます。

① 保健・医療・福祉の連携によるサービス提供

○子育て支援や高齢者福祉、障がい者福祉の各分野において、保健・医療・福祉分野の連携・協力体制を強化し、要支援者に対して適正かつ迅速なサービス提供に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体			○	○	○

② 地域包括支援センターの機能強化

○地域ケアの拠点である地域包括支援センターについて周知を図るとともに、ケアマネジメント機能の強化により、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

○高齢者等が住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの構築を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

③ 医療機関との連携強化

○連携のとれた保健・医療・福祉サービスを提供するため、ケアマネジャーと医療機関との連携等を推進します。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体					○

④ 民生委員・児童委員との連携強化

○町と地域住民とのパイプ役として、地域住民の生活状態や福祉ニーズを把握している民生委員・児童委員との連携を一層強化し、福祉サービスの充実に努めます。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○		○

⑤ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

○教育機関、相談機関、医療機関の代表者から構成される「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図り、要保護児童等に対する適切な支援を図ります。

活動	町民	地域組織	社協	事業者	町
主体		○	○	○	○

⑥ 虐待防止ネットワークの機能強化

○児童や高齢者、障がいのある人等の虐待防止のため、ネットワーク構成機関間の連携と機能強化を図ります。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
		○	○	○	○

(2) 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会の活動趣旨、事業内容等を広く町民に周知し、理解者、支援者の拡大を図るとともに、町民の福祉ニーズに合わせた効果的な事業を实践できるよう、働きかけを行います。

① 事業推進体制の強化

- 社会福祉協議会の活動趣旨、事業内容等を広く住民に周知し、住民参加を促進します。
- 地域の福祉拠点として十分な情報提供を推進するとともに、町との協働により、住民のニーズに合わせた事業や効果的な事業の展開を図ります。
- 増大する福祉ニーズに対応するため、専門職員の配置、組織の見直し等により、組織体制の強化を図ります。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		○

② 行政や関係機関の連携強化

○町は、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、様々な活動を支援します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		○

○社会福祉協議会は、老人クラブや地域の福祉活動団体等とのネットワークづくりを推進し、共に地域に根ざした幅広い福祉施策を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
		○	○		

③ 専門性を高めるための人材育成

○より高度な社会福祉を推進していくため、専門性の高い人材の育成や継続的な研修の実施など、福祉の人材育成と資質向上を推進します。

活動主体	町民	地域組織	社協	事業者	町
			○		

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の概要

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上的障がい等により判断能力が不十分な人のために、財産管理や契約行為を本人に代わって行う支援者(成年後見人等)を選任することで、本人を法的に支援する制度です。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」のほか、「任意後見制度」があります。

① 法定後見制度

法定後見制度は、既に本人の判断能力が不十分なときに、申し立てにより、家庭裁判所によって、成年後見人等が選任される制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があり、類型により成年後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。家庭裁判所に申し立ての手続きができるのは、本人・配偶者・4親等内の親族ですが、これらの人の申し立てが困難であるときは、志賀町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、町長が申し立てを行います。

② 任意後見制度

任意後見制度は、将来本人の判断能力が不十分になったときに備えるための制度です。本人の判断能力があるうちに、任意後見人となる人や代わりにしてもらいたい内容をあらかじめ決めておき、本人の判断能力が不十分となった後に任意後見人が決められた内容を行います。

(3) 計画策定の趣旨

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月には、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。この基本計画の中で、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

これを踏まえ、志賀町においても、成年後見制度利用促進基本計画を定め、成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に推進していきます。

(4) 計画の位置づけ

「成年後見制度の利用促進に関する法律」第14条第1項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

2 志賀町の概況

(1) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者の状況をみると、令和2年度は11人となっており、後見類型による利用が9割以上を占めています。また、令和2年度における町長申立件数は1件、相談件数は4件となっています。

■ 町内成年後見制度利用者の状況

単位：人

	法定後見			任意後見
	後見	保佐	補助	
志賀町	10	0	0	1

資料：金沢家庭裁判所(令和2年10月現在)

■ 成年後見制度利用支援事業利用件数の推移

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
町長申立	0	0	1	1	1
相談	0	0	1	1	4
報酬助成	0	0	0	1	0

資料：志賀町

(2) 虐待の状況

① 高齢者虐待

志賀町の高齢者虐待の状況は、次のとおりです。

■ 養介護施設従事者による高齢者虐待の推移

単位：件

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
石川県		3	3	12	8
志賀町	相談件数	0	0	0	1
	うち虐待件数	0	0	0	1

資料：志賀町

■ 養護者による高齢者虐待の推移

単位：件

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
石川県		153	154	153	176
志賀町	相談件数	5	4	11	7
	うち虐待件数	1	2	2	0

資料：志賀町

② 障がい者虐待

志賀町の障がい者虐待の状況は、次のとおりです。

■ 障害福祉施設従事者による障がい者虐待の推移

単位：件

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
石川県		3	5	7	7
志賀町	相談件数	0	1	2	1
	うち虐待件数	0	0	1	0

資料：志賀町

■ 養護者による障がい者虐待の推移

単位：件

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
石川県		17	13	26	33
志賀町	相談件数	3	1	0	1
	うち虐待件数	0	0	0	0

資料：志賀町

■ 使用者による障がい者虐待の推移

単位：件

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
石川県		8	14	8	1
志賀町	相談件数	0	0	0	0
	うち虐待件数	0	0	0	0

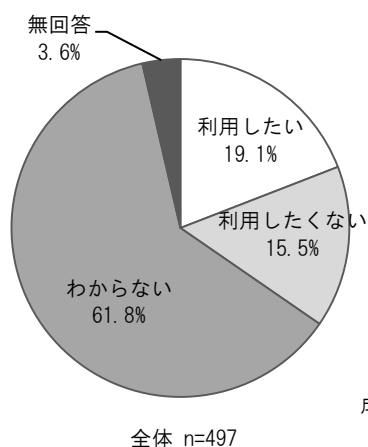
資料：志賀町

(3) アンケート結果

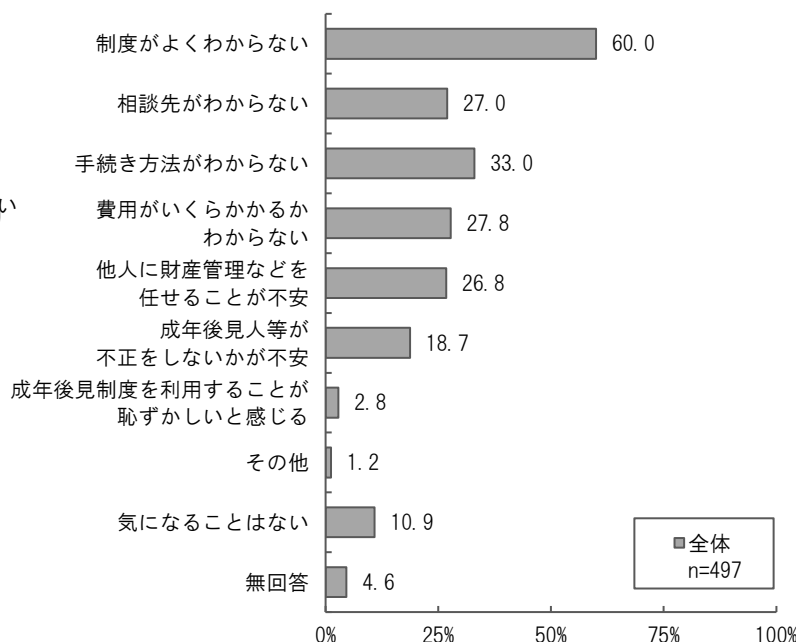
成年後見制度の利用意向をみると、「利用したい」が19.1%、「利用したくない」が15.5%となっており、約6割は「わからない」と回答しています。

成年後見制度の利用で気になることは、「制度がよくわからない」が60.0%と最も高く、次いで「手続き方法がわからない」(33.0%)、「費用がいくらかかるかわからない」(27.8%)となっています。

■ 成年後見制度の利用意向



■ 成年後見制度の利用で気になること



(4) 計画策定における課題

高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者のみで暮らす世帯も増加し続けています。

厚生労働省の推計によると、日本の認知症高齢者の人数は、平成24年時点の約462万人（高齢者人口の約15%）から、令和7年には700万人を超え、5人に1人が認知症になることが予測されています。また、高齢になるにつれて認知症の割合は増加し、85歳以上では半数以上が認知症になる可能性が高いともいわれています。

認知症により判断能力が低下する人が増加することで、例えば金銭の管理や契約に関する手続きが難しくなるなど、身上監護や財産管理に関する支援の必要性が高まってくるのが想定されます。しかし、アンケート結果をみると、成年後見制度に関する理解が進んでいない状況がみられます。

これらを踏まえ、判断能力が不十分な人の増加に対応できるよう、支援体制の整備や成年後見制度の普及・啓発を強化することが必要となります。

3 基本目標

成年後見制度の利用を促進するため、次の3つの基本目標を掲げ、取り組みを進めます。

基本目標1 成年後見制度の普及・啓発の強化

成年後見制度の理解を促進するため、制度の内容や相談先に関する広報・啓発に取り組み、制度を必要とする人に情報が届けられるようにします。

基本目標2 地域連携ネットワークの構築

町民、地域、行政、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。

また、そのために必要な関係機関等との連携・協働するため、地域連携ネットワークの構築を推進します。

基本目標3 関係機関との連携・相談支援・後見人の不正防止機能の体制整備

成年後見制度を利用する人が制度のメリットを十分享受できるよう、関係機関との連携・協働の体制構築に努めるとともに、成年後見制度の不正事案の発生を未然に防止するための体制整備に取り組みます。

4 実現に向けた取り組み

(1) 権利擁護に関する知識・制度の普及啓発

① 町民へ向けた知識・制度の普及啓発

広報「しか」などを通して、成年後見制度に関する理解が深められるよう、広報活動の強化に努めます。

② 後見人へ向けた知識・制度の普及啓発

後見人に対して、制度に関する情報提供を行うことにより不安の解消に努め、安心して取り組めるよう支援します。

(2) 成年後見制度の利用促進と相談機能の充実

① 利用者に寄り添った運用

成年後見制度を利用する人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、本人の尊厳を守りながら本人の意向に基づいたサービスの提供がなされるよう、運用に努めます。

また、後見人が利用者の人生の伴走者として、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行っていくよう努めます。

② 制度利用に向けた相談機能の充実

権利擁護に関する相談にあたっては、関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他のサービスに関する案内を行うなど総合的に対応します。

(3) 関係機関とのネットワークづくり

① 地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備

成年後見制度の利用促進に取り組むうえでは、既存の医療・介護・福祉関係機関のネットワーク以外にも、家庭裁判所や司法専門職等との連携（地域連携ネットワーク）を強化していくことが求められ、これらを一体的に取り組むために中核となる機関が必要となります。

そのため、地域の実情に合わせて、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適切とされる機関の整備に向けた検討を進めます。

② 利用者と後見人を支える体制づくり

成年後見制度を利用する人や身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって、本人を見守り、状況に応じて必要な対応を行うことのできる体制づくりに努めます。

(4) 成年後見制度における後方支援、不正防止

① 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用に際し、申し立てを行う親族がいない人に対して、町が審判の申し立てに関する支援を行います。また、制度を利用するにあたって費用を負担することが難しい人には、審判の申し立てに係る必要な経費や成年後見人等への報酬の助成を行います。

② 担い手の確保・育成

地域住民の中から後見人候補者を育成し、その支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手の確保に努めます。

③ 地域連携ネットワークの整備による関係機関との連携強化

地域連携ネットワークや中核機関の整備により、後見人による預貯金の不正な引出しなどの不正防止対策や後見人を支援する体制を整え、適切な制度の利用と不正を未然に防止する体制の構築を目指します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

より多くの町民に本計画を周知するために、広報「しか」や「しかふくし」（社協広報誌）、町ホームページ等を通じて、本計画の周知・啓発を行い、計画推進への理解と協力を求めるとともに、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の推進体制

(1) 庁内関係部局との連携

本計画は、保健、福祉、防災、教育等様々な分野にわたっています。

このため、関係各課との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 関係機関・関係団体との連携

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、ボランティア、NPO、関係機関、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

このため、これらの関係機関・関係団体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取り組みを促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 志賀町社会福祉協議会との連携

志賀町社会福祉協議会は、地域に密着した様々な事業を行っており、本計画を推進するうえでも、計画の各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

このため、志賀町社会福祉協議会と情報を共有し、その活動と連携しながら一体となって取り組みます。

3 計画の検証・進行管理

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係機関と協議します。

また、関係する分野別各種計画の施策の実施状況や目標の達成状況について把握し、必要があれば本計画の推進施策等の追加・見直しを行うとともに、次期計画の策定に活かします。

さらに、計画策定後も関係機関や関係団体等からの意見及び評価をいただきながら、地域福祉計画の推進を図ります。

参考資料

1 用語解説

【ア行】

■ 悪質商法

言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品等売りつける販売方法。催眠商法や点検商法、靈感商法、マルチ商法等がある。

■ S D G s (Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。「普遍性」「包摂性」「参加型」「統合性」「透明性」の5つの特徴がある。

■ N P O (Non-Profit Organization)

民間非営利団体、非営利事業体。営利を追求せず、公益のために活動する民間団体。

■ オストメイト対応トイレ

排せつ物等の処理をしやすい機能を備えたトイレのこと（オストメイトとは、人工肛門や人工膀胱の保有者を指す）。

■ オレンジリボンキャンペーン

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかけるキャンペーン。オレンジ色は、里親家庭で育った子どもたちが「子どもたちの明るい未来を示す色」として選んだといわれている。

【カ行】

■ 協働

福祉・防災・環境・地域振興等、地域が抱える様々な課題に対して、町民と地方公共団体が協議し、役割を分担しながら解決していく取り組みのこと。

■ グループホーム

認知症や障がい等で生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数で共同生活をする住居のこと。地域社会になじみながら家庭と似た環境で暮らすことができるのが特徴となっている。

■ ケアマネジメント

介護の必要な障がいのある人、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

■ ケアマネジャー

介護の必要な高齢者や障がいのある人等が在宅あるいは施設で適切なサービスを利用できるように、事業者や施設等と連絡・調整し、ケアプランの作成等を行う専門職。

■ 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用の支援や日常的な金銭管理などを行うこと。

■ 子育て支援センター

子育て家庭等に対する育児不安等の相談指導、子育てサークル活動等への育成支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業、家庭的保育を行う保護者への支援などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

■ 孤独死

主に一人暮らし生活者が誰にも看取られることなく、住居内等で疾病等によって死亡すること。特に重篤化しても助けを呼ばずに亡くなる状況を示す。

■ コミュニティバス

地域住民の利便性向上等のため、一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービスのこと。

【サ行】

■ サロン活動

地域住民やボランティア等によって行われる交流活動。高齢者や子どもを持つ親など対象者ごとに行われ、参加者の社会参加や手助けのきっかけづくりの場、精神的な不安の解消の場として活用されている。

■ 自主防災組織

町会・町内会単位で、災害時に備えて構成された住民による組織。

■ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、同法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする」ことを規定された民間福祉団体。全国、都道府県、市町村ごとに設置され、

地域の民生委員・児童委員や施設等の福祉関係者、関係機関などと連携し、地域福祉の実現を目指した様々な活動を行う。

■ 主任児童委員

児童委員のうちから厚生労働大臣が指名した児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。その職務は、児童委員活動について、児童福祉関係機関との連絡調整等を行うほか、区域を担当する児童委員と一体となった活動や必要な援助・協力を行う。

■ 身上監護

成年後見人が、成年被後見人の心身の状態や生活の状況に配慮して、被後見人の生活や健康、療養等に関する法律行為を行うことや、未成年者の法定代理人（親権者または未成年後見人）が、未成年者の身体的及び精神的な成長を図るために監護・教育を行うこと。

■ 生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。単なる経済的困窮だけではなく、社会的孤立等の課題を抱えている人や将来的に困窮するおそれのある人も含まれる。

■ 生活保護

生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定められたもので、障がいのある人が申請することによって、都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により重い順に1級・2級・3級となっている。

■ 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、家庭裁判所による法定後見人を選定し、財産管理や身上監護等を行う制度。

【タ行】

■ ダブルケア

育児期にある人が親族の介護も同時に担う状況のこと。

■ 地域コミュニティ

特定の地域を構成する共同体。一般に、市町村または町内会や自治会など、市町村の中で更に区割りされた共同体をいう。

■ 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域において、支援が必要な高齢者等に対し、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制のこと。

■ 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持や生活の安定、保健・医療の向上、福祉の増進のために、介護予防マネジメントや総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントなどを担う地域の中核機関。

■ 出前講座

町の仕事や制度を説明するために、町民からの要請により、町職員が講師を務めて実施する講習。

■ デマンド交通

利用者が電話等で乗車を予約し、乗り場や行き先はエリア内なら希望できる乗り合い型の交通システムのこと。利用者がいなければ走る必要がなく、小型車で済むことから、経費削減やバスが走れない狭い道でも運行ができる。

■ DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violence の略。配偶者や内縁関係など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）等も含む。

■ トワイライトステイ

病気や出産、冠婚葬祭などで保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど一時的に子どもの保育ができないとき、施設で一定期間、子どもの預かりを行う事業。

【ナ行】

■ 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等のために判断能力が不十分で、本人のみでは日常生活を営むのに必要なサービス等を適切に利用できない（情報入手、手続き、契約、意思表示等）場合に、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助等のサービスを提供する事業。

■ ニート

非労働力人口のうち、15～34歳の未婚で就業せず、職業訓練、就学、家事や家業の手伝いもしていない人。

■ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中での支援をする人。

■ ノンステップバス

バスの床面を下げ、乗降口の階段をなくすことで、誰もが乗り降りを楽しめるように工夫されたバス。階段が一段ある場合は、ワンステップ型と呼ばれている。

【ハ行】

■ 8050問題

80代の高齢の親が、同居する50代の子どもの生活を支えることで発生する問題。

■ ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）をいう。

■ 避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

■ 避難行動要支援者名簿

国は災害対策基本法改正で、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務づけている。名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶおそれがある場合は、本人の同意なしに消防や警察等の関係機関に提供することができる」とされている。

■ ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助けあう会員組織のこと。

■ 放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童等を対象に、小学校の空き教室等を活用し、放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたもの。学童保育ともいう。

■ ボランティアセンター

ボランティア活動の相談、登録、斡旋、紹介や活動の支援、情報・資料の提供や人材育成などを目的として、志賀町社会福祉協議会が設置運営する機関。

【マ行】

■ 見守り隊

児童・生徒の安全確保のため、登下校時に合わせて適切な場所で見守り活動を行うボランティア。

■ 民生委員・児童委員

地域において、住民の身近なところで相談援助や生活支援等を行う民間の委員。民生委員法・児童福祉法に基づき国から委嘱されるもので、非常勤の地方公務員として位置づけられる。

【ヤ行】

■ ヤングケアラー

本来大人が担うような家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている子ども。

■ ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいようデザインされた製品、情報及び環境をつくりあげること。

■ 要介護認定者

介護保険制度における介護サービスを受けるため、要介護の調査結果と主治医の意見書を合わせて、「介護認定審査会」において「要支援」または「要介護」の状態であると認定を受けた人のことをいう。要介護の状態により、要支援1・2と要介護1～5に区分され、数字が大きいほど介護の必要度が高い。

■ 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童の適切な保護等を図るために設置された、児童福祉に関連する機関に従事する者で構成する組織。

【ラ行】

■ 療育手帳

知的障がい児及び知的障がい者を対象に、都道府県知事が交付する障がい者手帳のこと。

2 地域福祉計画策定委員会名簿

敬称略

No.	選任区分	団体名称	役職	氏名
1	(1) 志賀町長の指名する者	志賀町	副町長	庄田 義則
2	(2) 町議会議員	志賀町町議会 教育民生常任委員会	委員長	田中 正文
3	(3) 学識経験を有する者	志賀町区長会	会長	藤田 勇進
4		司法書士		佐々木 善基
5	(4) 保健・医療・社会福祉 関係団体の関係者	志賀町社会福祉協議会	主任	小林 克久
6		志賀町民生委員児童委員協議会	会長	松本 力藏
7		志賀町老人クラブ連合会	会長	干場 昌明
8		志賀町心身障害者福祉協会	会長	太田 勉
9		志賀町ボランティア連絡協議会	会長	山本 万智子
10		志賀訪問看護ステーション	管理者 (看護師)	寺井 眞美
11	(5) 社会福祉を目的とする 事業に従事する者	社会福祉法人はまなす会 介護老人福祉施設 はまなす園	副施設長	青木 範子
12		社会福祉法人 麗人会	理事長	藤田 隆司
13		株式会社 FUCHA	部長	狩山 真弓
14		社会福祉法人 四恩会 相談支援事業所 学び舎あい	管理者	山黒 修
15	(6) 前各号に掲げるもの のほか、町長が必要と 認める者	羽咋郡市広域圏事務組合 志賀消防署	署長	西澤 司
16		志賀町 住民課	課長	西 清孝

3 地域福祉計画策定経緯

年月日	概要
令和3年8月	町民アンケート調査実施（配布数：1,033件） 回収数497件、48.1%
令和3年11月10日	第1回志賀町地域福祉計画策定委員会 【議事】 （1）地域福祉計画の概要について （2）町の地域福祉の現状について （3）アンケート調査の結果について （4）今後の日程について
令和3年12月27日	第2回志賀町地域福祉計画策定委員会 【議事】 （1）計画策定における課題整理について （2）計画策定における基本目標について （3）計画策定における施策の展開について
令和4年1月	パブリックコメント
令和4年1月31日	第3回志賀町地域福祉計画策定委員会 【議事】 （1）前回素案の修正について （2）計画の最終案について （3）計画の推進に向けて



第3次志賀町地域福祉計画

発行日：令和4年3月

発行：志賀町 健康福祉課

住所：〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

TEL：0767-32-9131 FAX：0767-32-0288

